

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期の犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき、道路の美装化や電線類地中化事業、犬山市文化史料館（愛称：城とまちミュージアム）などの施設整備事業、防災公園・観光駐車場等整備事業、旧体育館撤去・体育館跡地整備事業などのハード事業をはじめとして、歴史的建造物の修理修景等に係る助成事業や、祭礼行事等への支援事業、セミナーやワークショップを通じた文化財啓発事業など、様々な取り組みによって歴史的風致の維持向上を図ってきた。

その結果、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、町並み保存や伝統文化の継承に関する活動の活発化、歴史まちづくりに対する市民の理解と意識の向上など、一定の成果を得ることができた。

一方で、本市における人口減少と少子高齢化の傾向はいつそう進み、歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関わる担い手不足が深刻化している。また一部の地域における観光客の集中や急増する外国人旅行者への対応など、新たな課題も生じている。さらに、本市には各地区に多くの歴史的資産が残されているが、多くは未調査であり、そうした資産の資料整理や歴史的な価値付けを図る必要がある。

（1）歴史的建造物の継続的な保存・活用に関する課題

本市には国及び県・市指定の文化財のほか、文化財未指定ではあるが多くの歴史的建造物が残っており、それらは歴史的風致を形成する重要な構成要素である。これまで、所有者や管理者の維持管理に対する努力とともに、修理・修景に対する費用助成や、買取りによる市の直接的な保存・活用、歴史的風致形成建造物や景観重要建造物への指定などにより保存を図ってきた。

しかしこうした取組にも関わらず、世代交代等に伴い維持管理が困難になるなどの影響から年々歴史的建造物の滅失が進んでいる。歴史的建造物の数に関する調査によると、平成22年（2010）時点では452件あったのに対し、令和元年（2019）時点では374件になっており、この10年の間に18%が滅失しているなど、重大な課題である。

（2）歴史的景観等の保全・活用に関する課題

城下町地区には、歴史的建造物のほか、城下町が形作られた江戸時代の町割りが残されており、伝統的な風情と情緒を感じられる町並みである。これまでに、道路の美装化や電線類の地中化を進めてきたほか、旧体育館を撤去し、広場として跡地を整備することで、良好な景観づくりに取り組んできた。

しかし、近年城下町には町並みと調和しない屋外広告物が目立つようになり、さらに、居住者の世代交代等による建造物の改修が進み、これまでの良好な歴史的風致が変化しつつある。

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する課題

歴史的風致を維持向上させるためには、文化財等の歴史的建造物とその周辺環境とを一体的に捉える必要がある。

本市では、第1期計画の11年間で2度の城下町における火災に見舞われた。細い路地で囲まれたエリアに木造住宅が密集している城下町においては、防火への取り組みが不可欠であり、文化財施設における消防訓練や所有者への防火啓発、歴史的建造物での消火設備設置に対する助成などに取り組んできた。また、災害に見舞われた場合の避難場所として、城下町周辺に防災公園を整備し、住民と観光客の避難場所の確保を図っている。しかし、城下町には空き家や夜間に所有者や管理者が不在となる建造物も多く、防火対策については十分とは言い難い。

また、車で来訪される人の増加により、住民の安全が損なわれたり、空き家を取り壊されて駐車場等が整備されることに伴い町並みの連続性が失われるなどの課題がある。

さらには近年、一般社団法人犬山市観光協会を中心に取り組んでいるインバウンド誘致や東京オリンピック・パラリンピック開催決定などに起因して、外国人を含めた旅行客が急増しており、犬山城をはじめとした犬山市固有の歴史的景観を維持向上させる取り組みをしながら外国人を含めた旅行客の受け入れ環境を整備するとともに、一部地域（城下町本町通筋）に観光客が集中する傾向を緩和するため、市内の回遊性向上を図る必要がある。

(4) 地域の伝統文化や歴史的な祭礼行事等の伝承に関する課題

歴史的風致の維持向上に欠かせない要素の一つである歴史と伝統を反映した人々の活動においては、本市には犬山祭をはじめとする地域の祭礼行事や町並み保存・文化財保護に関わる住民による活動など、住民同士のつながりを軸とした様々な活動が展開されている。そうした活動に対する助成を継続することで、伝統文化の継承や後継者育成への住民意識が向上するなどの成果が見られる。

しかし、依然として人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、これまで続けられてきた伝統行事の継承が困難になりつつあることが懸念されている。

(5) 新たな歴史的資産の発掘と歴史的価値付けに関する課題

本市は多くの文化財や歴史的資産に恵まれ、それらと住民の活動とが一体となった歴史的風致が形成されてきた。そうした歴史的風致は、住民同士の結束力を高め、地域の活性化に繋がるものである。

しかし、本市が有する歴史的資産の多くは十分な調査がなされておらず、資料の整理やその歴史的な価値付けが不十分であり、語り部の高齢化や歴史資料の散逸が進んでいる。

2 既存計画との関連性

第6次犬山市総合計画

まちの将来像

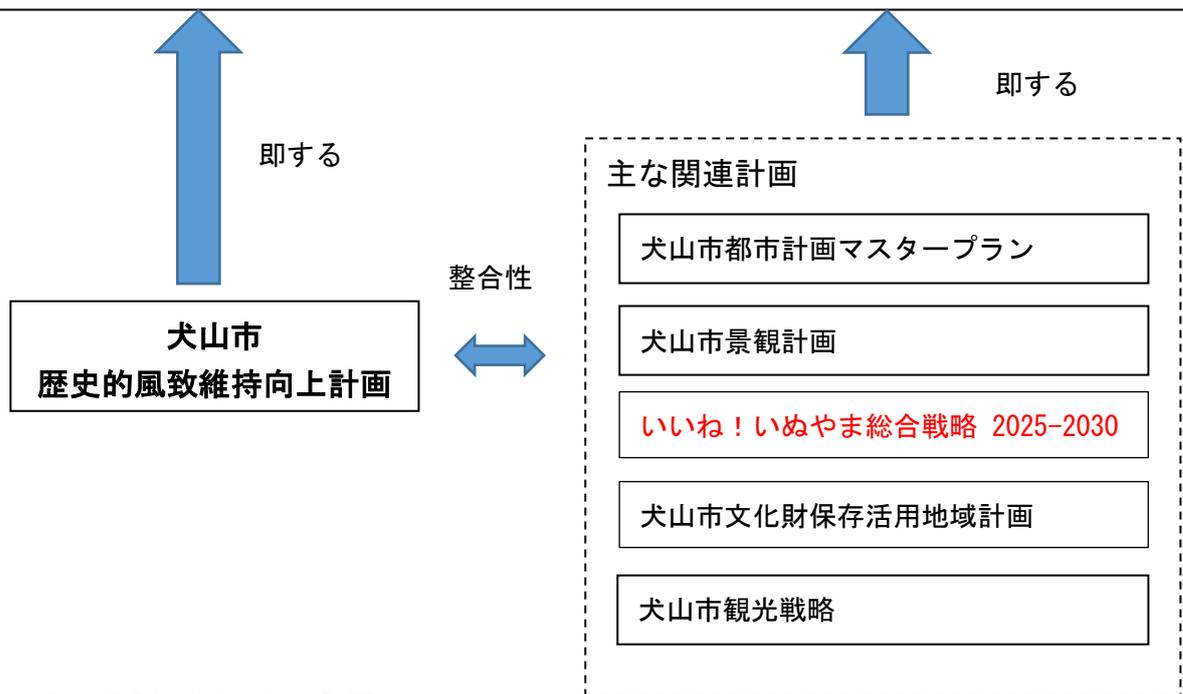
「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」

【まちづくりの基本目標】

- ◆基本目標1 誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ
- ◆基本目標2 産業が栄えるまちへ
- ◆基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ

【計画の実現に向けて（3つの取組み）】

- ◆賢い行政運営
- ◆市民の参加と交流、協働の推進
- ◆シティプロモーションの実施



(1) 第6次犬山市総合計画

令和5年度から令和12年度までの長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的に取組みを進め、持続可能なまちを実現するため策定した第6次犬山市総合計画では、「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」をまちの将来像に掲げている。

基本計画の施策1-4「歴史文化」では、「暮らしのなかで歴史文化の魅力にふれることができるまち」を目指す姿とし、「歴史文化資源の保存、活用の推進」、「歴史的風致の維持、向上」、「伝統的建造物の保護、保全」、「犬山市の歴史文

化を知る・学ぶ機会の提供」、「歴史文化に関する自主的活動の支援」を取組みの方向性として位置づけている。

<取組みの方向性>

① 歴史文化資源の保存、活用の推進

犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上に繋がります。特に、犬山城においては、門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化します。

② 歴史的風致の維持、向上

歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史文化資源の保存・活用により、歴史的風致の維持、向上を図りながら歴史まちづくりを推進します。

③ 伝統的建造物の保護、保全

建造物の残存状況の調査や伝統的建造物の保存修理に対する補助、技術的指導等、伝統的建造物の保護、保全に取り組みます。また、歴史まちづくり賞の推進及び登録有形文化財所有者に対する防火意識向上のための研修会開催により、文化財建造物の保存意識の向上を図ります。

④ 犬山市の歴史文化を知る・学ぶ機会の提供

市民総合大学歴史文化学部等の歴史文化を知る・学ぶ機会の提供を継続するとともに、若年層をターゲットに歴史文化についての情報を発信します。また、歴史資料を後世に伝え、文化財保護意識の向上、歴史研究の進展、郷土の歴史に関する理解や愛着の向上を図るための市史編さんを進めます。

⑤ 歴史文化に関する自主的活動の支援

団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信に繋がります。また、歴史文化資源の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場を設けます。

<重点事業>

- 城山の整備
- 犬山城大手門枳形跡整備
- (仮)文化財保存活用ネットワーク構築
- 犬山市史編さん

(2) 犬山市都市計画マスタープラン

令和5年度から令和12年度までの都市計画の基本的な考え方を示した「犬山市都市計画マスタープラン」は、本市の都市計画の総合的な指針であり、目指すまちの将来像の実現に向け、個々の都市計画の大きな方針を示す「全体構想」と、市内を5つの地区に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を示す「地域別構想」で構成されている。都市づくりの基本理念として、「安心して快適な暮らしを支え 多様な『住まい方』『働き方』を実現する 人中心の都市づくり」を基本理念に掲げ、将来都市像の実現に向けた次の7つの目標を設定し、都市づくりに取り組むこととしている。

《都市づくりの目標》

「住みやすく、住み続けられる都市にする」「多様なライフスタイルを実現する」

「地域の産業活力を創出する」「移動しやすいネットワークを構築する」

「快適で暮らしやすい市街地を形成する」「自然と人との環境共生型の都市にする」

「地域の自然、歴史文化を継承する」「“あんき”に暮らせる街にする」

<都市づくりの方針>

① 土地利用（拠点）

○ 都市拠点（犬山地区）

多くの来訪者が訪れる犬山城下町地区においては、犬山駅からの歩行動線など市民や来訪者が安心して安全に歩ける空間の確保を目指すとともに、愛着・親しみ・誇りの持てる歴史的な町並み景観を形成し、歴史文化が調和した中心市街地の形成を図る。

② 土地利用（利用区分）

○ 中心市街地（商業業務地・複合住宅地）

犬山城下町地区や内田地区の木曾川河畔では、居住環境と商業、観光・交流施設等が共存する商業業務地及び複合住宅地として、町並みとの調和や来訪者の増加に配慮しながら、まちの魅力を高める土地利用を維持・誘導するとともに、良好な町並みを形成する。

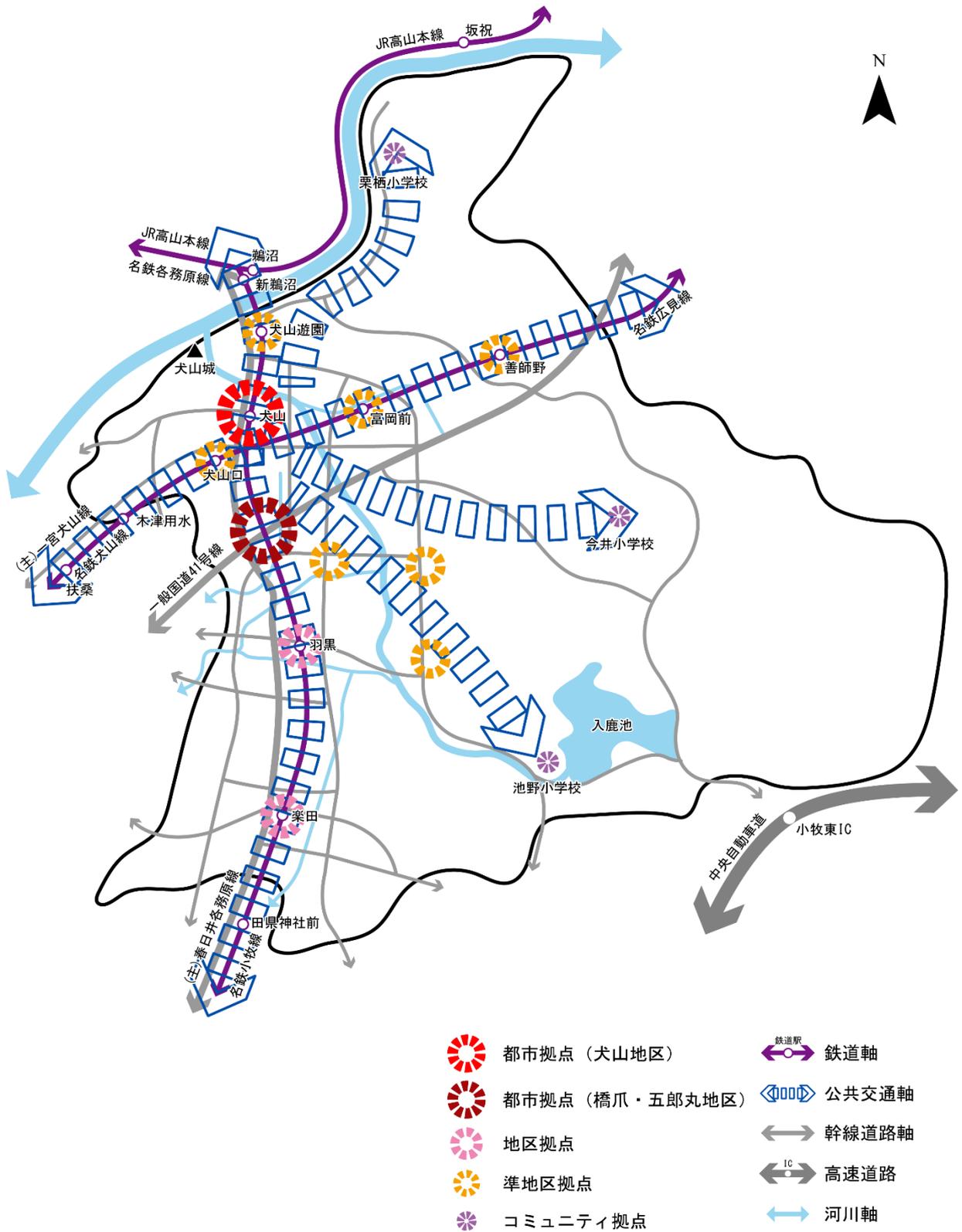
③ 市街地整備等

○ 歴史的市街地

犬山城下町地区は、城下町が形成された当時の町割りを残す地区であるため、歴史的な町並みを維持しながら、老朽化が進む木造建築物の改修、未接道地の解消、空き家対策を促進し、歴史文化が調和した良好な市街地の形成に向けた取り組みを進める。

	基本的課題	都市づくりの目標
人口・都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化・人口減少下における持続可能な都市構造の形成 ● 身近な生活圏の構築 ● 中心市街地の機能維持・活性化 ● 各地区に点在する拠点機能の強化 ● 既存の集落地などの地域コミュニティの活力維持 	<p>● 住みやすく、住み続けられる都市にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた場所で豊かな暮らしが送れるとともに、地域の拠点において活力と賑わいが創出されるよう、公共交通のアクセシビリティや地域特性に応じた都市機能やコミュニティ機能などを誘導、集積し、市民と来訪者が交流する魅力あふれる持続可能な都市を目指します。 <p>⇒第5章 将来都市構造</p>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸建てや集合住宅など土地利用に応じた良好な居住環境の維持・充実 ● 都市のスポンジ化の抑制 ● 鉄道駅や幹線道路沿道のポテンシャルを活かした商業集積の強化 ● 工業集積が進む工業用地の操業環境の維持・充実 ● 新たな産業立地の促進 	<p>● 多様なライフスタイルを実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性や既存ストックを活かしながら、まちなか居住のほか、自然や農とのふれあいを求める多自然居住や二地域居住など多様なライフスタイルに応じた居住選択ができる土地利用を目指します。 <p>● 地域の産業活力を創出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活利便性の向上や賑わいの創出に資する商業施設をはじめ、働く場となる新たな産業立地を促進し、地域産業の活性化を目指します。 <p>⇒第6章-1 土地利用</p>
交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築 ● 交通結節機能の強化 ● 環境負荷の少ない都市の構築 ● 広域連携・地域間連携を促進する道路網整備 ● 便利で安全な歩行者・自転車利用空間の形成 	<p>● 移動しやすいネットワークを構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通、徒歩、自転車など自家用車等に頼らない交通手段により便利に移動できるネットワークの構築を目指すとともに、地域間を繋ぐ幹線道路や歩行空間等の整備・検討を進め、移動しやすい道路空間の形成を目指します。 <p>⇒第6章-2 交通</p>
市街地整備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住を促進する暮らしやすい市街地の整備 ● 郊外集落・住宅団地における都市基盤の維持改善 ● 市街化区域における密集市街地や狭あい道路の解消 ● 空き家・空き地の適正な管理や利活用 	<p>● 快適で暮らしやすい市街地を形成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地や集落地等における良好な居住環境を維持・確保するとともに、豊かな暮らしを支える都市基盤整備をはじめ、狭あい道路の解消や空き家対策などに取り組み、安全で快適な市街地の形成を目指します。 <p>⇒第6章-3 市街地整備</p>
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然との共生と低炭素・循環型社会の形成 ● 公園緑地の保全・活用 ● 歴史文化資源の保全・活用 ● ランドマークとなる景観形成 ● 地域特性を生かした景観形成 	<p>● 自然と人との環境共生型の都市にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然環境を保全するとともに、環境負荷の軽減に取り組み、ゼロカーボンシティの実現を目指します。 <p>● 地域の自然、歴史文化を継承する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの地域固有の自然、歴史文化を保全・継承するとともに、観光・レクリエーション資源として活用します。 <p>⇒第6章-4 都市環境</p>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地などの防災性向上・安全性確保 ● 想定される災害に対応した地域の避難体制の強化 	<p>● “あんき”に暮らせる街にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、減災対策により安心・安全に暮らせる災害に強い都市を目指します。 <p>⇒第6章-5 都市防災</p>

●将来都市構造図（拠点・軸（ネットワーク））



(3) 犬山市景観計画(改訂)

本市では、平成5年(1993)に「犬山市都市景観条例」を制定し、良好な景観の形成のために独自の取り組みを行ってきたが、平成16年(2004)に施行された景観法により、愛知県知事の同意による県下初の景観行政団体となった。そして、平成20年(2008)に景観行政団体としての進むべき方向性を示した「犬山市景観計画」を策定した。策定から15年が経過し、人々のライフスタイルや社会経済状況が変化する中、当初計画に対する課題を顕彰したうえで、時代の変化に対応しながら、良好な景観の形成と維持保全を継続的に行っていくために必要な基準・制度の見直しや、歴史的建築物の保全、屋外広告物の誘導といった現在実施している取り組みの吉舎市を行った。景観形成の基本的な考え方としては、「世界に誇る歴史と、水と緑に彩られたまち 犬山～水と緑と歴史のまちを目指して～」を目標景観像とし、「木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり」、「城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり」、「地域文化を生かした、歩いて楽しい、にぎわいと安らぎのある景観づくり」という3つの基本目標を掲げ、良好な景観形成に取り組むこととしている。

計画対象区域は市全域としており、市内すべての地域が美しく、それぞれの地区の住民が将来にわたって住み続けたいと思えるまちを目指して取り組んでいる。

景観類型	
基本目標	景観構成要素
木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり	河川、ため池、東部丘陵、里山、田園、市街地の緑・都市公園・緑地、眺望
城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり	歴史的な町並み、歴史的建造物、文化財、祭礼
地域文化を生かした、歩いて楽しい、にぎわいと安らぎのある景観づくり	工業系地域、商業・レクリエーション施設、住居系地域、道路、鉄道・駅

(4) いいね！いぬやま総合戦略 2025-2030

全国的な人口減少が進む中で、本市においても平成21年(2009)をピークに人口は減少傾向に転じている。そこで、安全・安心で活力ある自立したまちを維持していくため、2060年の人口ビジョンを総人口60,000人と定め、人口減少の克服や地方創生に資する戦略を取りまとめた「いいね！いぬやま総合戦略 2025-2030」を令和7年(2025)3月に策定した。

総合戦略では3つの基本目標を設定し、6年間で最優先に取り組むべき重点事業を定めている。基本目標の一つである「訪れたいまち」では、「豊かな自然」「歴史遺産や文化財・観光施設が多い」という犬山市の魅力を活かして「犬山ファン」や「心から地元を誇りに思う気持ち」を育むとともに、住んでいる人が地域を愛し心豊かに楽しく暮らしていることで、市外の人にも犬山が魅力的に映り、訪れたいまちを目指すとしている。

戦略の方向性：犬山に暮らす人も犬山を訪れた人も“豊かさを実感できるまち”	
基本目標	主な重点事業
「暮らしたいまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の活用をすすめます ・地域の集いの場づくりを応援します ・子育て支援施設を計画的に整備します
「活躍したいまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山らしい教育をすすめます ・地域資源をまちづくりに活かします ・犬山の活性化につながる連携をすすめます
「訪れたいまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略ある“観光まちづくり”をすすめます ・木曽川河川空間を活性化します ・文化財を保存し、魅力を創出・発信します

（５）犬山市文化財保存活用地域計画

本市では、市内各地に所在する「地域の宝」を次世代に継承するとともに、多様な主体の連携により地域総がかりで取り組み、地域の歴史文化を確実に継承していくとともに、地域活性化につなげるためのマスタープランかつアクションプランとして、犬山市文化財保存活用地域計画を作成し、令和5年7月21日付で文化庁の認定を受けた。計画期間は令和5年度から15年度までの10年間を予定している。

「水と緑が育んだ犬山の多様な歴史文化を未来へつなぐ」を計画の将来像として掲げており、将来像の実現に向けて「歴史文化資源を知り、理解を深め、地域の誇りと愛着を醸成する〈調査研究・共有〉」、「歴史文化資源を適切に守る〈保存〉」、「歴史文化資源の時代の担い手を育成・支援する〈継承〉」、「歴史文化資源をまちづくりに活かす〈活用〉」の4つの基本的方向性を定め、方向性ごとに課題・方針・措置を整理した。



(6) 犬山市観光戦略

本市では、大規模宣伝や建造物の復元・修景、電線類地中化、空き店舗活用などにより、知名度向上や観光客数増加を果たしたが、多くの観光客が訪問して市民生活への影響が顕在化する、観光の恩恵が域全体に拡がらない、日帰り客が中心で消費が高まらず経済への貢献が十分でないなどの課題が明らかになっている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が観光分野にも大きな影響を与えた。こうした課題を、市及び市民、観光関係者（団体や事業者など）が共有し、一緒になって力を合わせることで、犬山観光の更なる飛躍と観光分野の産業としての成長、魅力の向上、そして持続可能な観光まちづくりを実現することを目的として、令和4年3月に『犬山市観光戦略』を策定した。計画期間は令和4年度～13年度の10年間である。

計画中では観光まちづくりの将来像として、「犬山らしさを磨き、ずっといたくなる、みんなでつくる・みんなのための観光」を掲げており、将来像を達成するための6つの基本方針を定めるとともに、戦略を下支えする3つの取組みを行うこととしている。

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

(1) 歴史的建造物の継続的な保存・活用に関する方針

指定文化財建造物は、文化財保護法等に基づき保存・活用を図り、指定文化財以外の建造物は新たに文化財指定すること等により歴史的建造物の保存を図る。

指定文化財建造物については、文化庁や犬山市文化財保護審議会、その他専門家等の指導を仰ぎながら、適切な修理及び保存をするとともに、積極的な活用を図る。

また、歴史的建造物等の修理・修景などに対する支援をすることで所有者等の負担軽減に努めるほか、市民の歴史的建造物に対する理解を促しながら、所有者や地域住民、まちづくり団体等との連携により維持管理や活用について検討する。

さらに、古墳群など市内には未整備・未公開の歴史的資産が残っており、それらの整備・公開を進める。

(2) 歴史的景観等の保全・活用に関する方針

景観計画との連携を図りながら歴史的景観の保全に引き続き取り組んでいく。具体的には、現在取り壊しが決まっている犬山市福祉会館の跡地については、歴史的な価値を再調査し、周辺の景観との一体性を考慮した利用計画とするよう、担当各課が連携して整備を進める。

また、城下町を中心とする屋外広告物のあり方について、地域住民や商業関係者等とともに検討し、ルール化を目指す。

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する方針

歴史的建造物を火災や地震などから守るため、引き続き所有者に対する啓発を行うほか、地域の防災機能の強化や地域住民による防災組織の強化を推進していく。

また、市内各所に点在する観光施設や文化財等を活かし、また各地域のまちづくり団体とも連携しながら、市内各所で魅力ある事業を展開することにより市域全体の回遊性向上を図る。具体的には、木曾川沿いを中心とした河川空間の活用については、観光客の新たな動線の創出と地域の活性化を図る取組について検討する。

世代交代等により維持が困難な建造物については、民間等と連携しながら、継続的に活用できる方法を検討する。

さらに、良好な景観の維持向上を図ることで外国人を含めた観光客の満足度向上やインバウンドの促進を図るとともに、記憶に残る環境の整備にも引き続き取り組んでいく。

(4) 地域の伝統文化や歴史的な祭礼行事等の伝承に関する方針

地域の伝統文化や歴史的な祭礼行事等の伝承については、後継者育成に関する活動団体への支援をしながら、地域と行政との協働のもとに、その継承を図っていく。

学校教育や生涯学習の一環として、地域の伝統文化に触れる機会を作り、伝統行事への参加促進と将来の担い手育成を図る。

(5) 新たな歴史的資産の発掘と歴史的価値付けに関する方針

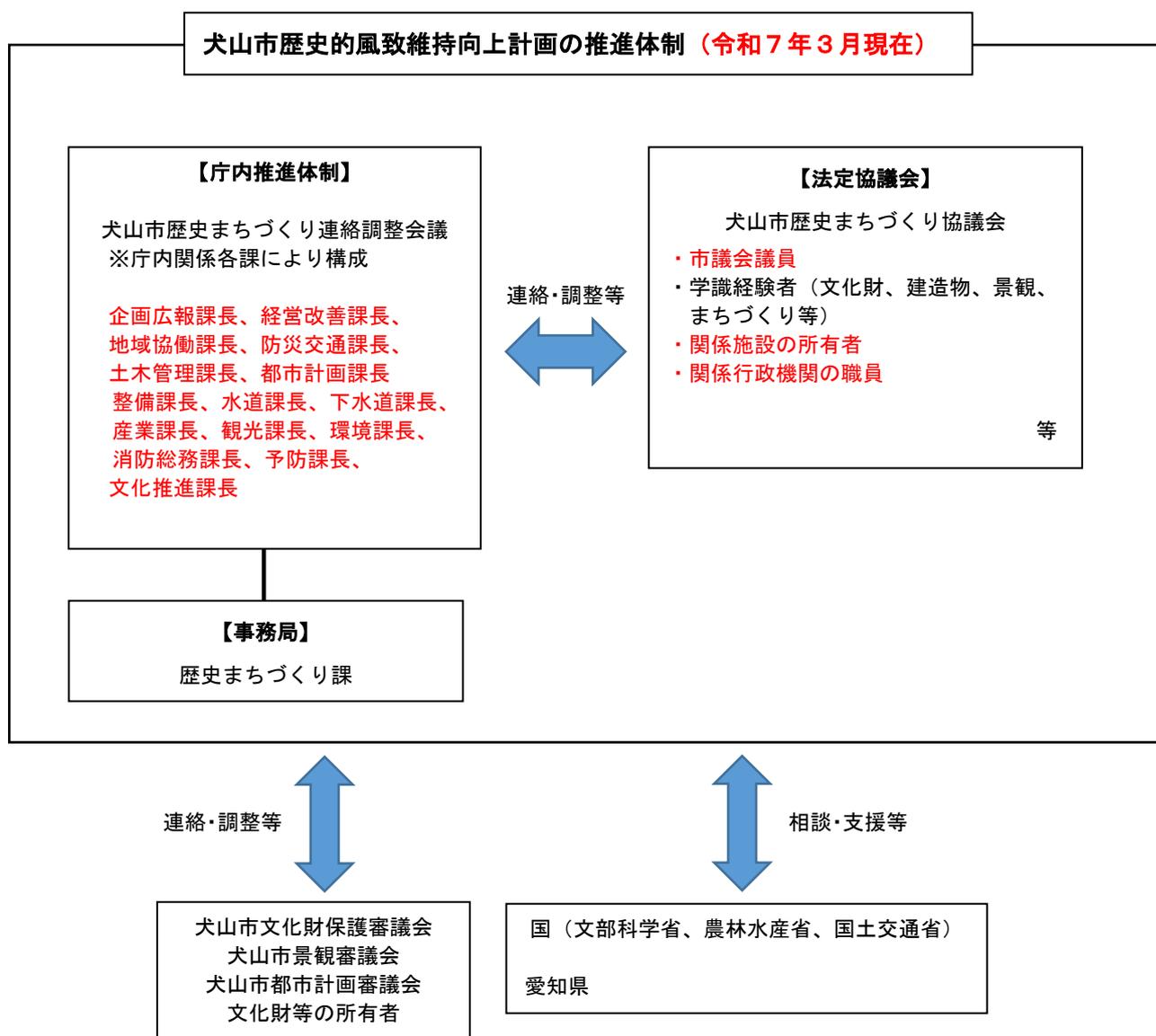
地域の隠れた歴史的資産を調査・整理し、それらの適正な保存と継承を図る。

市内に残る古墳群については、開発等により姿を消しているものもあるが、調査や整備を進め、地域の活動とも協働しながら、保存・活用する。

4 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本計画は、歴史まちづくり課を事務局とした連絡調整会議により、関係課の連携のもとに計画の推進と事業の実施を図る。

また、必要に応じて国や愛知県、各審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者および活動団体との連絡調整を行うとともに、法定協議会である犬山市歴史まちづくり協議会において、計画の推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。



第4章 重点区域の位置及び区域

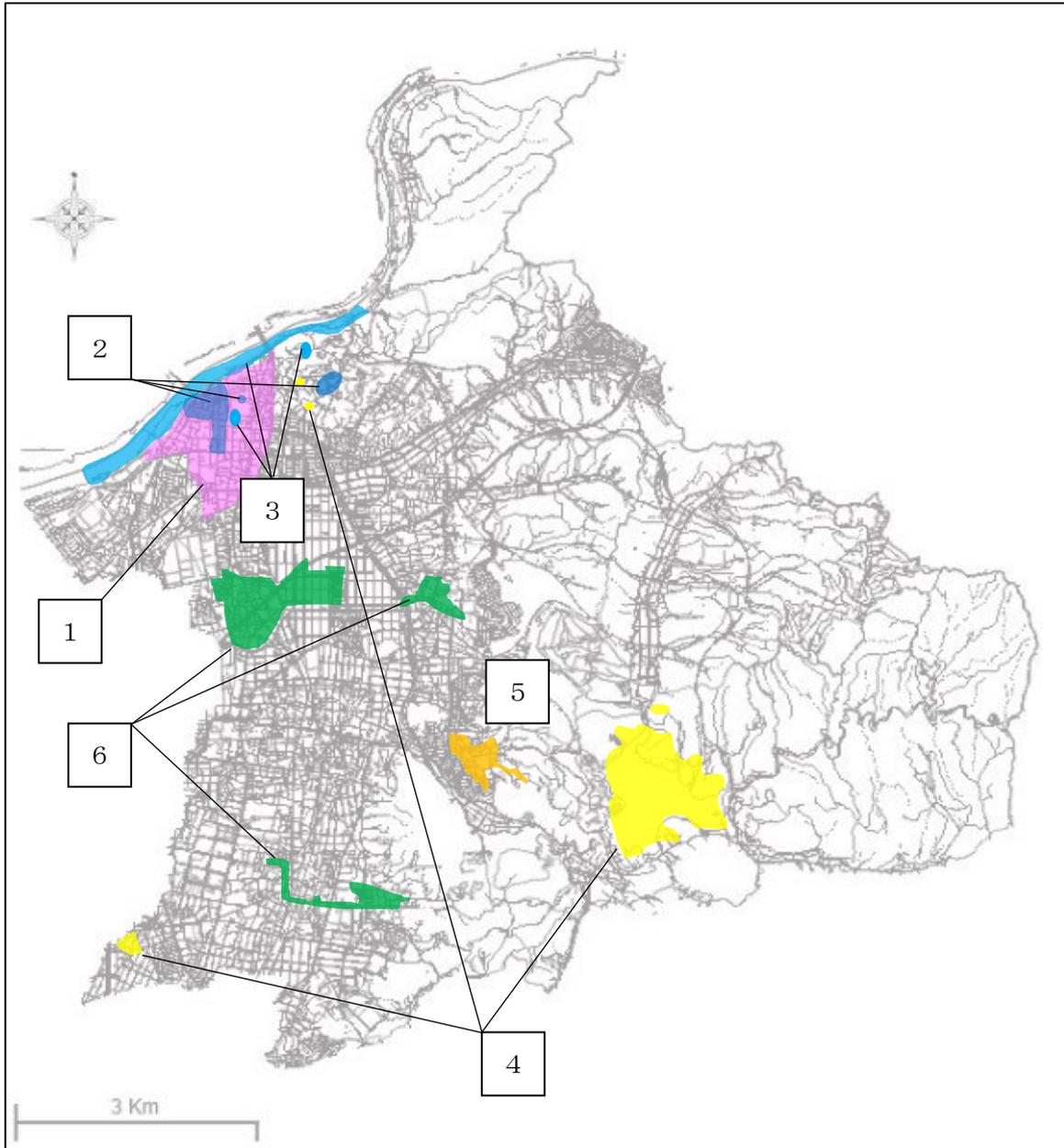
1 歴史的風致の分布

本市はその豊かな自然と木曾川の清流に恵まれ、古代より尾北地域における中核地として発展してきた。現在の入鹿池周辺地域は「日本書紀」によると入鹿屯倉いるかのみやけと呼ばれるヤマト王権の直轄地とされ、その周辺には古墳時代後期の古墳群が見られる。また木曾川を臨む白山平に位置する史跡「東之宮古墳」や愛知県下第2位の大きさを誇る「青塚古墳」など、数多くの古墳が築造され、古代から人々の暮らしが営まれていたことが伺える。

東部には標高 300m を超える尾張山地と、標高 100m から 200m の愛岐丘陵や尾張丘陵が連なり、数々の伝説や祭礼行事が継承されてきた。その中でも尾張富士には山の背比べ伝説が伝わり、現在も石上げ祭や火振り神事といった伝統行事が、地元の人たちによって続けられている。里山が広がる城東地区などで行われる「虫送り」や、各地区に伝わる「神楽」などの祭礼行事は、五穀豊穡・家内安全を願う人々の生活と地域の神社や自然とが一体となって継承されている。

木曾川は、かつては伊勢湾と美濃あるいは飛騨地域とを結ぶ物流の流通路であった。そのため、犬山は物資流通の湊として賑わい、その後の城下町発展に繋がった。木曾川鵜飼は、豊富な川魚を有する木曾川における伝統的な漁法として始められ、現在も4人の鵜匠により受け継がれている。また、かつて木曾川で捕れた鮎を「粕漬鮎」にして将軍に献上したとされる名残から、現在でも鮎の甘露煮が老舗の味として振る舞われており、木曾川は現在も人々に身近な存在である。

これらの豊富な自然と地理的な特徴は軍事的・経済的な拠点として活かされることとなり、犬山のシンボルとも言える犬山城の築城と城下町の形成へとつながった。城下町では代々犬山城の城主を務めた成瀬家と町衆によって犬山祭などの祭礼行事や、犬山焼、葱蓼酒、茶文化などの伝統技術や食文化が保全・発展し、城下町は軍事拠点から文化発祥の地へと変化を遂げた。これらの祭礼や町衆文化は町民の結束をもたらし、今日まで連綿と受け継がれてきている。そこには犬山城下町を象徴する伝統的な町家の風景と中世から変わらぬ町割りが残っており、城主に愛された町衆文化は現代人にも愛され続けている。



- 1 犬山祭にみる歴史的風致
- 2 犬山城と町衆文化にみる歴史的風致
- 3 木曾川周辺にみる歴史的風致
- 4 古代『邇波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致
- 5 石上げ祭にみる歴史的風致
- 6 地域の祭礼にみる歴史的風致

犬山市内における歴史的風致の分布

2 重点区域の位置

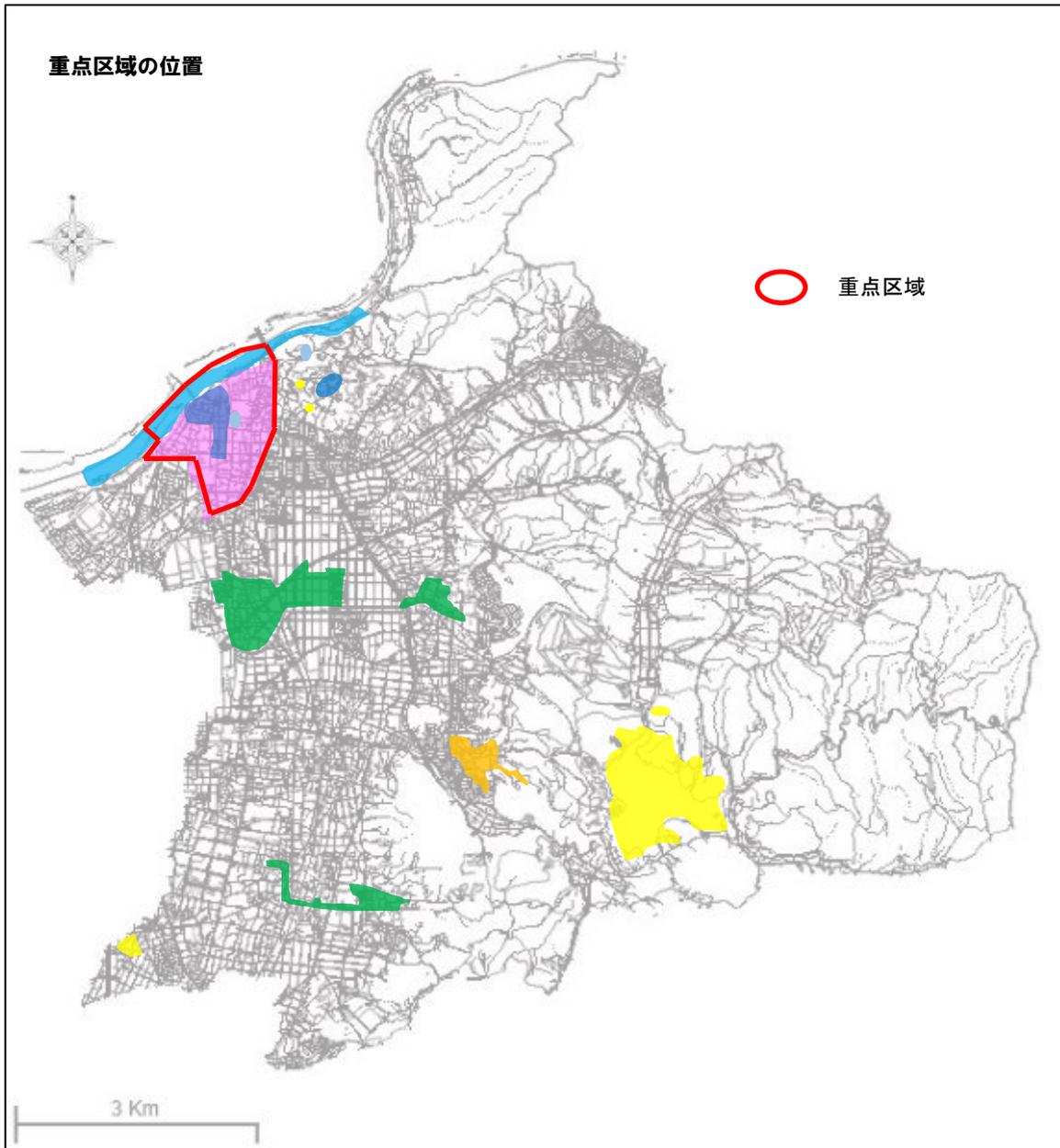
重点区域は、「歴史まちづくり法」に基づいて、国の有形文化財や民俗文化財または記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域を設定する。重点区域における歴史的風致の維持向上がその他の歴史的風致の維持向上にも繋がり、ひいては本市全域の魅力が向上することを目指す。

本市における重要な歴史的建造物の多くは城下町地区に集中している。国宝犬山城天守を中心に形成された全国的にも数少ない「総構え」の城下町と、その城下町において380余年もの間、地域住民らの手により保存継承されてきた「犬山祭」や340余年続く「鶴飼」などの光景は、「尾張の要」として発展してきた犬山を代表する歴史的風致と言える。

第1期計画においては、この城下町地区を中心としたエリアを重点区域に位置づけ、道路の美装化や歴史的建造物の修景など、様々な事業を展開してきた。こうした取り組みにより、城下町としてののかつての姿が徐々に再生され、そこに住む人々のまちに対する誇りが醸成された。そうした城下町の魅力は国内外にも伝わり、多くの来訪者が城下町に訪れるようになった。

一方で、人口の流出や住民の高齢化などに伴う、歴史的建造物の滅失に代表されるような、歴史的風致の維持向上が困難な課題が山積していることが、第1期計画の反省から明確になってきた。ハードの整備については一定の成果が出ている一方で、住民や文化財所有者の歴史的風致に対する理解の醸成や、新たに発生した歴史的風致に関する課題の解決に引き続き取り組む必要がある。

このため、第2期計画においては、第1期計画の成果と反省を踏まえ、城下町地区の恒久的な保存を図るため、本計画第2章に記した本市の維持向上すべき歴史的風致の内、3つの歴史的風致が集中して存在する国宝犬山城天守及びその城下町を中心とした地域を「重点区域」に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

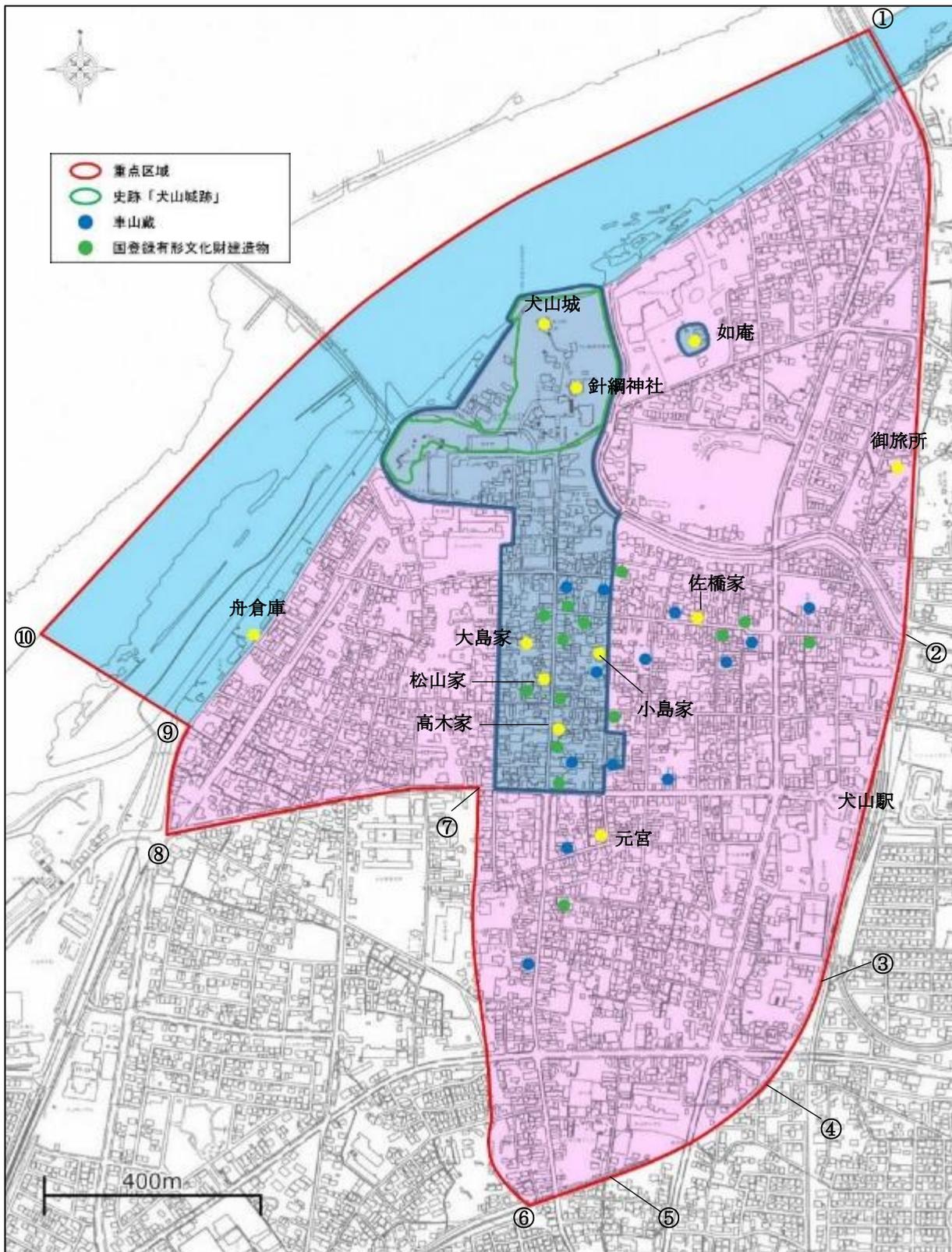


3 重点区域の範囲・名称・面積

重点区域は、国宝犬山城天守を中心とした犬山城下町周辺地区とする。名勝木曾川をはじめ犬山城下町を囲む外堀と犬山祭における車山・練り物・神輿巡行ルートおよび景観計画の景観形成基準にあたる範囲とし、車山蔵や犬山城下町の特徴を残す町家などが織りなす歴史的景観と木曾川うかいや犬山祭の祭礼行事をはじめとする町衆文化とが、一体となって良好な市街地環境を形成している範囲とする。

重点区域の名称：犬山城下町周辺地区

重点区域の面積：約 180ha



- | | | |
|---------------|-------------|--------------|
| ①-② 木曾川河畔ゾーン界 | ⑤-⑥ 城下町ゾーン界 | ⑨-⑩ 第2種特別地域界 |
| ②-③ 駅西・商業ゾーン界 | ⑥-⑦ 城下町ゾーン界 | ⑩-① 市町村界 |
| ③-④ 城下町ゾーン界 | ⑦-⑧ 県道浅井犬山線 | |
| ④-⑤ 駅西・商業ゾーン界 | ⑧-⑨ 市道犬山富士線 | |

※ゾーン界は景観計画区域による
 ※第2種特別地域界は自然公園区域による

重点区域の範囲



尾張国犬山城絵図と重点地区

4 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

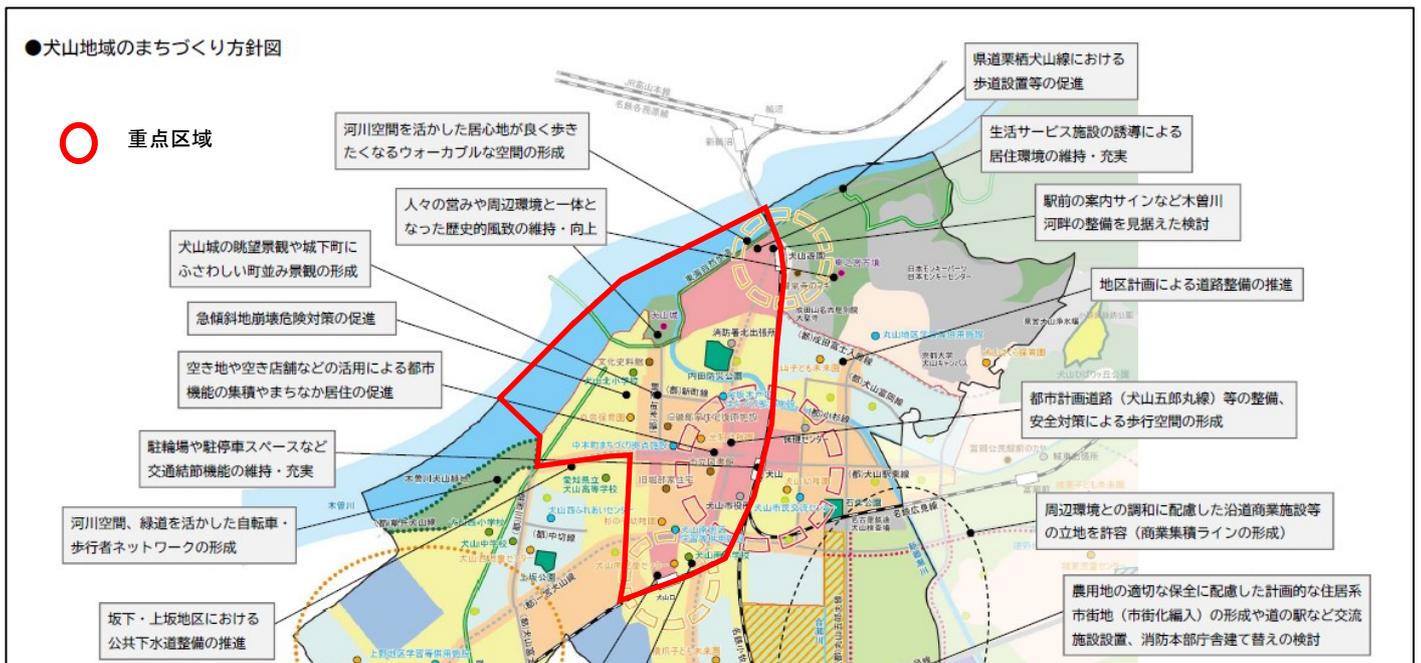
犬山市は、近世において成瀬家が治める領地であったため、犬山城・犬山城下町が中心に政治経済が行われていた。その後、成瀬家の所領でなくなった後も、引き続き犬山城・犬山城下町が犬山市においては中心地であった。

そのため、重点区域として設定した犬山城下町周辺地区は、犬山城を中心とした城下町の形成以来、文化の面においても本市の中心的な役割を担ってきた地区であり、当該重点区域において、重点的かつ先導的に歴史的風致を維持向上していくことは、重点区域内はもとより、その周辺で営まれている関連する行事などの取り組みについても、その歴史文化的重要性の再認識に繋がる。さらに市域全体の魅力の向上が期待でき、市民の歴史・伝統文化に対する理解と郷土に対する誇りをより一層深めることができる。

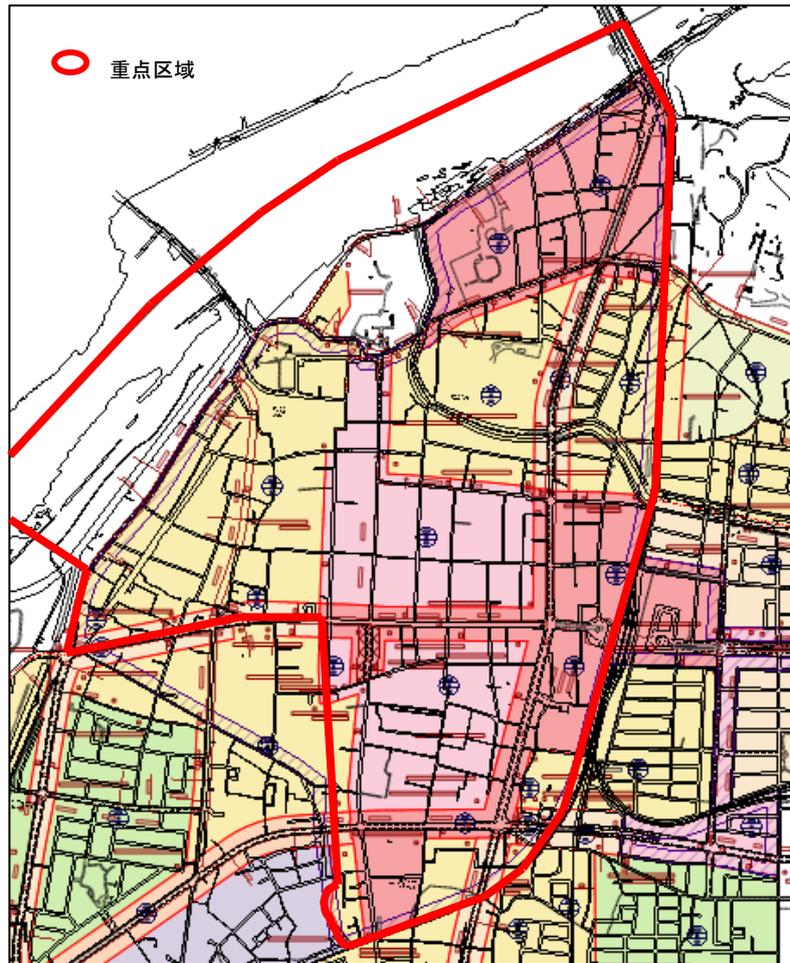
5 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 犬山市都市計画マスタープラン

犬山市都市計画マスタープランでは、次に示す用途地域指定により、建築物の建ぺい率と容積率の規制を行っている。特に、景観法に基づく景観計画で定める「城下町ゾーン」においては、ランドマークである犬山城とともに、江戸時代の町割りを残す城宇蒲池の町並みや、地域固有の歴史文化資源、それらにまつわる祭や行事など長く受け継がれてきた伝統・文化を保全し、犬山市歴史的風致維持向上計画や犬山市観光戦略などと整合を図りながら、愛着や誇りを持てる景観づくりを促進する。特に、犬山城下町地区では、景観形成に寄与する建築物の高さや色彩などの適切な誘導を図りつつ、高度地区等の都市計画による高さ規制などについて検討を進める。



用途地域図



凡例

番号	用途地域等	(建ぺい率・容積率)
1	第1種低層住居専用地域	(60%・100%)
1	第1種低層住居専用地域	(30%・50%)
2	第2種低層住居専用地域	(60%・100%)
3	第1種中高層住居専用地域	(60%・200%)
3	第1種中高層住居専用地域	(60%・150%)
4	第2種中高層住居専用地域	(60%・200%)
5	第1種住居地域	(60%・200%)
6	第2種住居地域	(60%・200%)
7	準住居地域	(60%・200%)
8	近隣商業地域	(80%・200%)
9	商業地域	(80%・400%)
10	準工業地域	(60%・200%)
11	工業地域	(60%・200%)
12	工業専用地域	(60%・200%)
白地	市街化調整区域	(60%・200%)
斜線	防火地域	
点線	準防火地域	

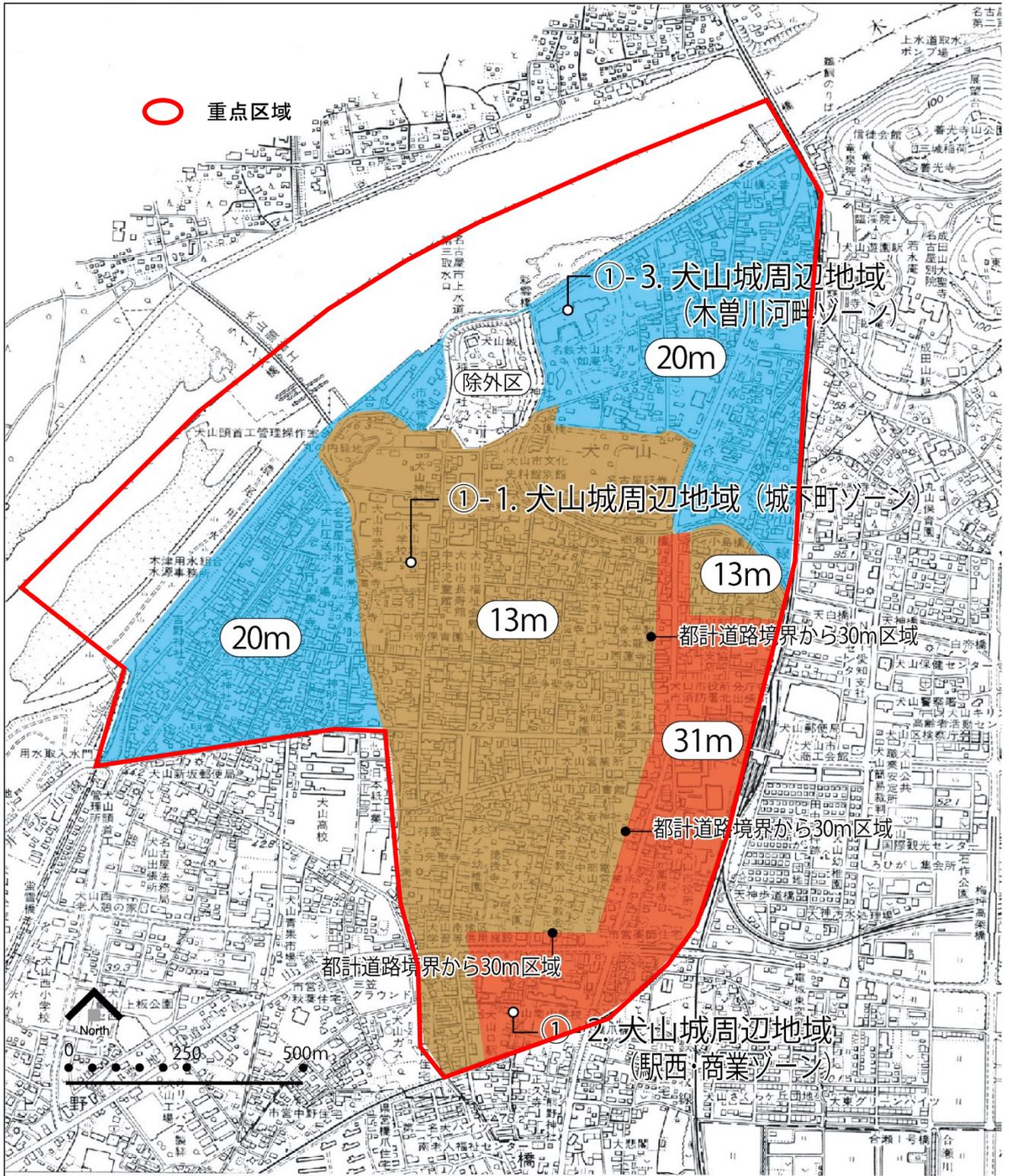
(2) 景観計画

犬山市では、平成20年(2008)4月に景観法に基づく「犬山市景観計画」を策定し、市全域を景観計画区域とし、建築物の形態意匠や高さなどについて景観形成基準を設けている。

景観計画区域のうち、本計画の重点区域に該当する「犬山城周辺地域(城下町ゾーン、駅西・商業ゾーン、木曾川河畔ゾーン)」では、歴史的風致を維持及び向上するための景観形

成基準として、建築物の高さと、屋根、外壁、建具、門・塀などの建築物の部位などについて色彩、形状、素材に関する詳細な基準を設定している。

なお、城下町の景観にふさわしい広告物とするため、屋外広告物ガイドラインの制定を令和元年度（2019）に行っている。



「景観計画」における「犬山城周辺地域」の景観形成基準

地域・ゾーン		高さ	形態・意匠	
犬山城周辺地域	1. 城下町ゾーン	13m	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度※1のものを用いる ・夜間において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するよう配慮する
			建具	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や周囲の建築物と調和した色（黒色、茶色、木系色）や素材の建具枠を用いるよう努める
			設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する ・給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める ・太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する
			壁面位置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえ、まちなみの連続性を保つよう努める
			屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の形状は以下のとおりとするよう努める <ul style="list-style-type: none"> ・切妻平入り ・道路に向かう勾配屋根 ・日本瓦葺き（黒色または銀鼠色）
			外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・漆喰塗り、下見板張り、または漆喰調、木目調仕上げとするよう努める
			駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置は、可能な限り、建築物の道路に面する部分以外に設けるか、ビルトインガレージや格子戸や板塀を設けるなどして、まちなみの連続性を保つ
			開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部には格子を用いるよう努める
			門・塀	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物を道路境界から後退させて建築する場合は、可能な限り道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塀などを設ける
	2. 駅西・商業ゾーン	31m	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に著しく影響を及ぼさないような形態・意匠とするよう配慮する
			壁面位置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえ、まちなみの連続性を保つよう努める
			屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・1階の軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める
			外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみの連続性、統一性を崩さない形態・意匠とし、周囲の建築物と調和した色とするよう努める
	3. 木曾川河畔ゾーン	20m	設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する ・給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める ・太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する
			意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町と河畔をつなぐ地域として日本の伝統的な建築物の様式や特徴を取り込むよう努める ・対岸からの眺めも意識しながら、犬山城の周囲に見られる緑豊かな自然と木曾川との調和に配慮する ・鵜飼や花火などに調和した夜間景観となるような工夫を行うよう努める
屋根			<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とする、または1階軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める 	
外壁			<ul style="list-style-type: none"> ・犬山城やその周囲の自然景観に調和した色とするよう努める 	
緑化			<ul style="list-style-type: none"> ・木曾川沿いの道路に接する場所では、木曾川側の敷地境界と建築物との境界部分は緑化に努める 	

※1「低彩度」：マンセル表色系で、R(赤)およびYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、また、その他の色彩は彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの。ただし、漆喰等の地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠等を用いる場合はこの限りでない。

地域区分と行為規制

地域区分	説明	行為規制
特別保護地区	原生的な自然景観を有する地域や動植物の必要な生息地、特異な地形地質を有する地域等であり、現状維持を原則とする	許可制 原則として開発不可
第1種特別区域	特別保護地区に準する地域で、現在の景観を極力維持する必要がある地域	許可制
第2種特別区域	農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
第3種特別区域	通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域	許可制
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制

許可申請・届出を要する各種行為の一覧（●：許可 ▲：届出）

行為の種類	国立・国定公園		
	特別保護地区	特別地域	普通地域
工作物の新築・改築・増築	●	●	▲
木竹の伐採	●	●	
鉱物の堀採、土砂の採取	●	●	▲
河川・湖沼等の水位、水量の増減	●	●	▲
指定湖沼等への汚水・廃水の排出	●	●	
広告物等の掲出・設置・表示	●	●	▲
屋外での物の集積・貯蔵	●	●	
水面の埋立・干拓	●	●	▲
開墾等の土地の形状変更	●	●	▲
植物の採取・損傷等	●	●	
動物の捕獲・殺傷、卵の採取等	●	●	
屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更	●	●	
湿原等への立入り	●	●	
車馬等の乗入れ	●	●	
木竹の損傷	●	●	
木竹の植栽	●	▲	
植物の植栽、播種	●	●	
動物を放つこと	●	●	
家畜の放牧	●	▲	
火いれ・たき火	●		

(4) 愛知県屋外広告物条例

愛知県では県内の市町村における景観を保全するため、屋外広告物の表示方法や掲示場所等について規制を行っており、本市ではこれに倣った広告物の設置に努めている。

禁止地域・・・広告物等を設置できない地域

- ①第1種・第2種低層住居専用地域、風致地域、特別緑地保全地区
- ②指定文化財の周囲50メートル以内の地域
- ③風致保安林、原生自然環境保全地域等
- ④高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道の全区域
- ⑤知事が指定する道路及び鉄道等の区間
- ⑥道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域
- ⑦都市公園の区域、知事が指定する公共空地
- ⑧官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地
- ⑨古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地

禁止物件・・・広告物等を設置できない物件

- ①橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- ②街路樹、路傍樹
- ③信号機、道路標識、道路上のさくその他これらに類するもの
- ④電柱、街灯柱その他これらに類するもの
- ⑤消火栓、火災報知機および火の見やぐら
- ⑥郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
- ⑦送電鉄塔及び送受信塔
- ⑧煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ⑨銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑩景観重要建造物、景観重要樹木

禁止広告物・・・設置できない広告物等

- ①著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの
- ②著しく破損し、又は老朽したものの
- ③倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④交通の安全を阻害するおそれのあるもの

許可地域・・・広告物等の設置に許可が必要な地域

条例5条1項の許可地域

- ①市全域
- ②人口5,000人以上の町村

条例5条2項の許可地域

- ① 知事が指定する道路及び鉄道等の区間
- ② 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する地域
- ③ 池沼及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 市域全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

犬山市は、国・県・市合わせて227件の指定等文化財を有している。これらは本市の歴史・伝統・文化をキーワードにしたまちづくりにおける貴重な地域資源になっている。これらの指定等文化財は、文化財保護法や愛知県文化財保護条例、犬山市文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、所有者や管理者に適切な保存や助言を行っており、今後も引き続き適切な保存・管理を図る。

指定等文化財以外の建造物については、調査・研究によりその価値を適切に判断し、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定するとともに、市指定文化財または登録有形文化財への登録等を検討し、今後の保存・管理を図る。

これらの歴史的建造物を確実に後世へ残していくためには、個々の建造物の保存・管理だけでなく、周辺環境や関係組織も含めた一体的な保存・管理・活用を推進する必要がある。

令和5年(2023)3月に策定された第6次犬山市総合計画においても、文化財の総合的な調査及び把握を進めるとともに、歴史・文化のネットワークづくりなど、文化財の保存・活用に向けた取組みについてまとめている。また、令和5年度には文化財行政のマスタープランかつアクションプランとなる「犬山市文化財保存活用地域計画」の作成が完了している。

今後も、文化財等の適正な保存・活用を図るため、文化財の継承者育成をはじめ、地域や活用団体への支援、文化財の調査及び啓発と広域的な連携を進めながら、周辺環境と一体となった歴史・文化資源の保存活用を図っていく。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理や整備においては、その価値を維持することがもっとも重要であるため、修理にあたっては現状修復を基本とし、建造物の解体修理や歴史的建造物の復原など大規模な修理においては、専門家による詳細調査を実施したうえで、専門的かつ新たな知見に基づく文化財的価値の再評価に努めるものとする。さらに、調査記録と過去の改修履歴を整理・活用することで、文化財的価値の維持に努めるものとする。

なお、これら文化財の修理・整備においては、必要に応じて専門機関の指導・助言を得るとともに、愛知県や国と連携を図り、また、所有者への支援を行いながら、適切に行うこととする。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の持つ価値を維持し、それらを公開することは、文化財の保存・活用を図るうえで重要なことである。犬山市文化史料館では、収蔵品の適切な管理を行っているほか、収蔵している工芸品、絵画、彫刻等の展示や、公益財団法人犬山城白帝文庫と連携しながら、成瀬家にまつわる文物の展示を行っている。平成24年(2012)度に完了したリニュー

アルにより、犬山城に因む武家文化と城下町の町家文化に関連する展示を中心に犬山城と城下町のガイド施設としての役割を担っている。令和2年4月にはからくり文化を発信する南館が開館し、さらなる文化財の啓発に努めている。

また、中本町まちづくり拠点施設「どんでん館」では、犬山祭の車山4輦を展示し犬山祭の車山行事の魅力を人々に伝えている。国の史跡である青塚古墳では、埴輪等の出土遺物をガイド施設で展示し、市民向けの文化講座等を通じた啓発事業を実施している。また、史跡東之宮古墳は令和3年度より供用を開始し、新たな文化財の魅力発信基地として公開・活用している。

今後はこれら施設の連携をより強化し、全市一体となった文化財の啓発に努める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の価値や魅力の維持に大きく影響するため、個々の文化財に対する取り組みだけでなく、常に文化財とその周辺環境とを一体的に保全していくことが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、犬山市景観計画や犬山市都市計画マスタープランに基づく景観誘導を図ることにより、文化財の魅力向上を図る。また、市内の案内看板や公共施設の整備の際には、文化財やその周辺環境と調和したものとする。

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

個々の文化財（建造物）への防災対策では、火災被害を少なくするため、消防法により義務化された自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図る。その他、文化財を保存するうえで必要と考えられる屋内消火栓設備や放水銃等の消火設備や避雷針などの設置を推進する。

防災意識向上への取り組みでは、これまで行ってきた登録有形文化財所有者等研修会などの機会に防災に係る周知を行うほか、文化財防火デーでは、所有者、管理者、地域住民、自主防災組織及び消防署等が連携して防災訓練を実施する。特に城下町のように木造住宅が密集した地域においては、火災発生時の延焼を最低限に留めるためには、初期消火と住民同士の連携が不可欠であるため、災害時での迅速な行動がとれるよう、日頃からの訓練を推進する。

耐震対策では、文化財の耐震診断を推進し、可能な範囲で耐震補強工事を行う。

さらに、文化財の盗難や汚損被害等、防犯への対策については、敷地内において防犯に関する看板を設置する等の対策を行う。必要に応じて管理及び警備体制を見直し、万が一被害を受けた場合の早期発見を可能とするため、日頃の現状確認に努めることとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存にあたっては、まず、市民が文化財の存在と価値について理解することが必要である。そのため、文化財の積極的な公開に努め、文化財に親しむ機会を創出する。

期間限定での非公開文化財の公開や、現地見学、公開講座等を実施する。

また、ホームページやSNS等を通じた情報発信に努めるほか、Wi-Fi等のインターネット環境の整備や情報の多言語化を進め、地元大学の留学生との連携などにより国外への普及・啓発を図りながら、急増する外国人の受け入れ環境強化とさらなる誘客を推進する。さらには外国人を含めた旅行客が、自らSNS等で情報発信することを意識した取組みも推進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

周知の埋蔵文化財包蔵地については、地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の実施の際の届出について周知し、その義務を徹底する。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所での土木工事等の実施については、未発見の埋蔵文化財の保護を図るため、民間事業者の開発行為等における庁内関係部局との連携を図り、事前把握に努めるほか、事業者と協議し、必要に応じて試掘調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合を図るよう努める。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

本市の文化財の保存・活用の取組については、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が主な役割を担い、文化財施設等の管理・運営を含む文化財の保存・活用に関する業務全般と、文化財の所有者及び管理者に対する文化財の保存・管理についての助言等を実施している。

教育委員会の諮問機関として、犬山市文化財保護条例に基づく犬山市文化財保護審議会を設置している。審議会は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、答申する役割を担っている。

今後も、必要に応じ体制の見直しを行いながら、適切な業務等の執行を図る。

●犬山市教育委員会歴史まちづくり課

本市の文化財の保存・活用について主な役割を担う歴史まちづくり課は、学芸員5名（歴史学2名、民俗学1名、考古学2名）を含む12名で構成する。

●犬山市文化財保護審議会

犬山市文化財保護条例に基づく審議会が教育委員会に設置され、教育委員の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、答申するとともに、これらの事項に関連した事項について必要に応じて教育委員会に建議する。

審議会は建築士1名、考古学研究者1名、歴史学研究者1名、自然科学研究者1名の4名で構成する。

(9) 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、町並み保存団体や指定文化財保存団体など、文化財の保存・活用に係わる様々な団体が活動している。また、地域の祭礼行事の実施・継承など、町内会や小学校区を単位とした地域活動も盛んに行われており、これらの団体の活動に対して支援をしてきた。

今後も引き続き、活動への助成や情報提供などを通じた支援を行い、また、祭礼等伝統文化の後継者の育成を図るための支援を継続しながら、地域住民を主体とした文化財保護事業を推進していく。

犬山市内の文化財保存・活用に関わる主な団体

名称	主な活動エリア	活動概要
一般社団法人犬山祭保存会	城下町	犬山祭の運営、広報、町内調整、後継者育成等
公益財団法人犬山城白帝文庫	城下町	犬山城や成瀬家に関する資料等の公開、調査・研究、講座の開催等
犬山北のまちづくり推進協議会	城下町	歴史的建造物を活かしたイベント企画等
余遊亭運営委員会	城下町	文化財の保管施設を活用したイベント企画、施設管理
ナイスで犬山	城下町	観光客に対する歴史や文化等に関する観光ガイド
犬山城跡整備復元を盛り上げる会	城下町	犬山城天守、犬山城跡の価値や魅力の発信
犬山川祭保存会	犬山地区	三光稲荷神社の例祭として執り行われていた「川祭」を復活する
まきわら舟保存会		
ミラマチ栗栖	栗栖地区	木曾川の河川空間と地域の活性化
羽黒地区コミュニティ推進協議会	羽黒地区	羽黒地区の歴史研究、講演会の開催、羽黒城址の整備等
小弓の庄企画運営委員会	羽黒地区	羽黒地区の歴史研究、歴史的建造物を活かしたイベント企画等
楽田地区コミュニティ推進協議会	楽田地区	楽田地区の歴史研究、資料収集、イベント開催等
青塚古墳を見守る会	楽田地区	青塚古墳での清掃等
今井小学校区コミュニティ推進協議会	今井地区	神社での秋祭り等の実施
わっしょい入鹿	池野地区	入鹿池周辺地域でのイベントの企画
石上げ祭伝承保存会	池野地区	石上げ祭の運営・伝承
特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク	全域	犬山市および周辺地域の歴史教育・文化財等の啓発活動、施設管理
犬山まちづくり株式会社	全域	イベントの企画・運営、町家の活用等
犬山歴史研究会	全域	犬山市および周辺地域の歴史・文化の研究、講演会の開催等
愛知県国登録有形文化財所有者の会	全域	国登録有形文化財に関する情報交換・普及等

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の国指定文化財は国宝が犬山城天守と如庵の2件、重要無形民俗文化財が犬山祭の車山行事の1件のほか、史跡の犬山城跡や名勝の木曾川がある。また、登録有形文化財建造物が25件ある。その他、県指定有形民俗文化財として犬山祭の山車(13輛)の1件、市指定文化財の史跡として敬道館跡と木ノ下城跡の2件、無形民俗文化財として木曾川犬山鵜飼漁法があり、主要な歴史的資産が集積している。

これらの指定等文化財は、市の歴史的風致の維持向上に大きな役割を果たす重要な要素であるため、文化財保護法や愛知県文化財保護条例、犬山市文化財保護条例のほか、関係法令等に基づき、これまでも適正な保護に努めてきたが、今後も引き続き、所有者や管理者に対する適正な保存・管理に関する指導・助言を行うとともに、所有者等による維持管理が困難になった建造物については、官民連携も含む様々な手法により保存・活用を図る。

犬山祭の車山行事については、祭礼に使用される車山やからくり人形、車山蔵などの修理に対して助成をし、また、修理にあたっては、犬山祭伝承保存委員会及び国や県に指導・助言を仰ぎながら適正に行う。法人化された犬山祭保存会と連携し、祭礼行事の継承と後継者の育成を推進する。

木曾川犬山鵜飼漁法については、船頭などの後継者不足が懸念されているため、その後継者育成に引き続き取り組んでいく。

史跡犬山城跡の今後の保存・活用については、城郭調査の成果及び犬山城城郭調査委員会委員の指導・助言のもとに策定した保存活用計画に基づいた城郭全体の保存活用を進めていく。

【重点区域での事業】

- ① 犬山城城郭調査事業(平成20年度～令和10年度)
- ② 犬山城天守修理事業(平成30年度～令和元年度)
- ③ 犬山城大手門枡形跡(犬山市福祉会館跡地)整備事業(令和7年度～令和10年度)
- ④ 文化財保存事業費補助金事業(平成22年度～令和10年度)
- ⑤ 景観重要建造物助成事業(平成20年度～令和10年度)
- ⑥ 景観形成助成事業(平成20年度～令和10年度)
- ⑦ 歴史的建築物の保全事業(平成20年度～令和10年度)
- ⑧ 犬山市歴史まちづくり賞事業(平成29年度～令和6年度)
- ⑨ 旧堀部家住宅整備事業(平成30年度～令和元年度)
- ⑳ 犬山祭伝承保存事業(昭和47年度～令和10年度)
- ㉑ 民俗文化財保存伝承事業(平成22年度～令和10年度)
- ㉒ 木曾川うかい船頭育成事業(平成29年度～令和10年度)

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域内には多くの歴史的建造物が所在しているため、それら建造物の修理・修景について計画的に実施する。修理・修景にあたっては、伝統的な意匠を損ねないように行うとともに

に、必要に応じて国や県、所有者などと協議しながら行う。所有者に対する助成支援についても随時見直しをしながら継続して行う。

犬山城の修理については、今後も文化財を保存していくために必要な修理を、犬山城修理委員会の指導・助言を仰ぎながら、また国や県との協議のもと、適正に行っていく。

【重点区域での事業】

- ① 犬山城城郭調査事業（平成 20 年度～令和 10 年度）
- ② 犬山城天守修理事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ③ 犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）整備事業（令和 7 年度～令和 10 年度）
- ⑤ 文化財保存事業費補助金事業（平成 22 年度～令和 10 年度）
- ⑥ 景観重要建造物助成事業（平成 20 年度～令和 10 年度）
- ⑦ 景観形成助成事業（平成 20 年度～令和 10 年度）
- ⑧ 歴史的建築物の保全事業（平成 20 年度～令和 10 年度）
- ⑩ 旧堀部家住宅整備事業（平成 30 年度～令和元年度）

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある犬山市文化史料館については、犬山城と城下町のガイダンス施設として、また、市の歴史民俗資料を保存・活用・調査する中心施設として、資料展示のほか、郷土教育と伝統文化継承及び文化発信の拠点施設として活用していく。そのため、専門的知識を有する職員の増員について引き続き検討する。令和元年度には（仮称）文化史料館南館を整備し、今後、からくり文化発信拠点としての役割を担う施設として活用していく。

外国人を始めとする観光客への受け入れ環境の整備としては、公衆トイレの洋式化を進めるほか、令和 2 年 3 月には城前のキャスルパーキング内に常設観光案内所を整備した。

【重点区域での事業】

- ⑩ 旧堀部家住宅整備事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ⑪ （仮称）文化史料館南館整備事業（平成 29 年度～令和元年度）
- ⑫ 観光トイレ改築事業（彩雲橋）（令和 4 年度）
- ⑱ 城前観光案内所整備事業（令和元年度）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は犬山市景観計画においてその全域が「犬山城周辺区域」として高さ制限区域に指定されており、引き続き、都市計画法や景観法等の法制度を適正に運用しながら、良好な景観の保全を図る。

具体的には、長年景観を阻害してきた犬山市福祉会館を除却し、景観に合った整備を行う。現在の犬山市福祉会館の位置は、かつて犬山城の大手門があった場所にあたるため、除却後はまず、発掘調査を行い、大手門の遺構等について調査し、さらにその成果について専門家や国、県等と協議をしたうえで、除却後の整備計画を策定する。

また、城下町に乱立するのぼり旗や看板などの広告物を統一するため、住民および事業者も含めたワークショップにより、城下町の広告物ガイドラインを作成する。将来的には条例化を視野に入れながら、住民および事業者に対し周知・普及を図る。

【重点区域での事業】

- ⑨ 犬山市歴史まちづくり賞事業（平成 29 年度～令和 6 年度）
- ⑪ 福祉会館解体事業（令和元年度～令和 2 年度）
- ⑫ 城下町パナーワーク事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ⑭ 分庁舎解体事業（令和 3 年度～令和 4 年度）
- ⑳ 本町通り路面サイン設置事業（令和 6 年度）

（5）文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域には木造の建造物が密集しており、細い路地が通っているため、火災に対して脆弱であり、火災発生時には延焼によるさらなる被害拡大が懸念される。犬山市では第 1 期計画の 11 年間で 2 回の城下町火災に見舞われたことから、防火に対する取り組みが急務である。そこでまず、住民をはじめ多数の観光客が避難するための防災公園を整備した。また、文化財保存事業費補助金の対象を拡大し、消火器・消火栓、外部周知装置の設置や漏電による火災防止のための電気設備及び機器の取替等の費用を新たに助成対象に追加し、防災設備設置を促す取組みを行った。

今後こうした助成制度の運用を進めながら所有者及び管理者への防火意識の醸成を図っていく。

また、防犯については日中の管理体制について特に人の目が届きにくい場所を中心とした職員の適正配置や看板等での啓発を進める。夜間においては無人となる施設もあるため、機械警備システムを設置し、早期発見に努める。

【重点区域での事業】

- ② 犬山城天守修理事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ⑤ 文化財保存事業費補助金事業（令和 2 年度～令和 10 年度）

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の普及・啓発においては、これまでも犬山城の発掘調査現場における現地説明会を実施してきたほか、犬山市文化史料館では、テーマごとの企画展や、夏休みを利用した子供向けのワークショップを行い、文化財や歴史資料、伝統工芸等に親しむ機会を作ってきた。また、現在の地図と古地図を重ね合わせた城下町マップ「犬山城下町まち歩き指南書」を作成し、市民や観光客が今も変わらぬ城下町の町割りについて歩きながら学べる取組みを行った。

今後こうした普及・啓発に繋がる事業に継続して取り組みながら、市民の文化財に対する理解と関心を高めるよう努める。

【重点区域での事業】

- ④ 史跡東之宮古墳整備事業（平成 29 年度～令和 2 年度）
- ⑨ 犬山市歴史まちづくり賞事業（平成 29 年度～令和 6 年度）
- ⑯ （仮称）文化史料館南館整備事業（平成 29 年度～令和元年度）
- ㉕ 犬山市民総合大学敬道館歴史文化学部講座開催事業（平成 14 年度～令和 10 年度）

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地は、13箇所（埋蔵文化財包蔵地は、巻末「資料」に掲載）である。これらは重点区域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

市全体の方針と同様に、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所において遺跡が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、県の指導を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

また、開発等にあたっては、事前協議の中で、できる限り包蔵地を回避するよう働きかけていくとともに、包蔵地以外の場所であっても、新たに遺構等の発見があった場合には、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や遺構保存に努める。

【重点区域での事業】

- ⑪ 福祉会館解体事業（令和元年度～令和2年度）

（8）文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内においては、犬山城を中心とする城下町に関する調査・研究及び歴史資料の保存・公開に取り組む公益財団法人犬山城白帝文庫、犬山祭の保存・伝承に尽力している一般社団法人犬山祭保存会、歴史的建造物の調査・活用に取り組む特定非営利活動法人犬山城下町を守る会、城下町における地域の活性化を目指し活動している犬山北のまちづくり推進協議会など、様々な団体が城下町地区の文化財の保存・活用及び歴史文化の継承と啓発のために活動している。

これらの団体をはじめとする文化財を保存・活用する各種団体については、活動への助成や助言、情報提供などの支援をするとともに、行政との団体との協働による文化財の保存・活用体制を強化していく。

【重点区域での事業】

- ⑬ 犬山祭伝承保存事業（昭和47年度～令和10年度）
- ⑭ 民俗文化財保存伝承事業（平成22年度～令和10年度）

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等は、歴史的風致を構成する建造物の保存・活用、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致への理解を促すための事業等により実施する。

第1期計画では、旧堀部家住宅整備事業によって地域の貴重な建造物が保存され、一般公開や施設の活用が積極的になされたことにより、地域の活性化や住民活動の促進に繋がった。また、道路美化や建造物の修景に対する助成、防災公園・観光駐車場整備事業等により、景観の向上と観光客の利便性の向上に繋がった。

本計画では、所有者の高齢化や世代交代などにより維持管理が困難な歴史的建造物の保存・活用や、犬山祭を始めとする地域の祭礼行事・伝統文化の継承を図るための事業を推進するとともに、地域の歴史的資産を活用・啓発するための調査や事業を積極的に行っていく。

歴史的風致維持向上施設の整備は、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで実施する。また、国や県の補助制度を有効に活用することを検討するものとする。整備を行った施設は、積極的な公開と活用をし、歴史的風致の維持向上を図る。併せて、観光客受け入れのための事業にも積極的に取り組んでいく。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課等と十分な協議・調整を図りながら、地域住民や関係団体等との協力により適切に行うものとする。

なお、今後も発掘調査や文献史料調査などを継続的に行い、状況が明確になったものを歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な施設として位置付け、適宜本計画に加えていくものとする。

上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

【歴史的建造物等の保存・活用に関する事業】

- ① 犬山城城郭調査事業
- ② 犬山城天守修理事業
- ③ 犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）整備事業
- ④ 史跡東之宮古墳整備事業
- ⑤ 文化財保存事業費補助金事業
- ⑥ 景観重要建造物助成事業
- ⑦ 景観形成助成事業
- ⑧ 歴史的建築物の保全事業
- ⑨ 犬山市歴史まちづくり賞事業
- ⑩ 旧堀部家住宅整備事業

【歴史的景観等の保全・活用に関する事業】

- ⑪ 福祉会館解体事業
- ⑫ 城下町バナーワーク事業
- ⑬ 旧天神汚水処理場解体事業
- ⑭ 分庁舎解体事業

【歴史的建造物等の周辺環境の保全に関する事業】

- ⑮ 空き家等情報提供事業
- ⑯ (仮称)文化史料館南館整備事業
- ⑰ 観光トイレ改築事業(彩雲橋)
- ⑱ 城前観光案内所整備事業
- ⑲ 歩道整備事業
- ⑳ 木曽川河畔空間整備事業
- ㉑ 市道城前線道路拡幅事業
- ㉒ 本町通り路面サイン設置事業

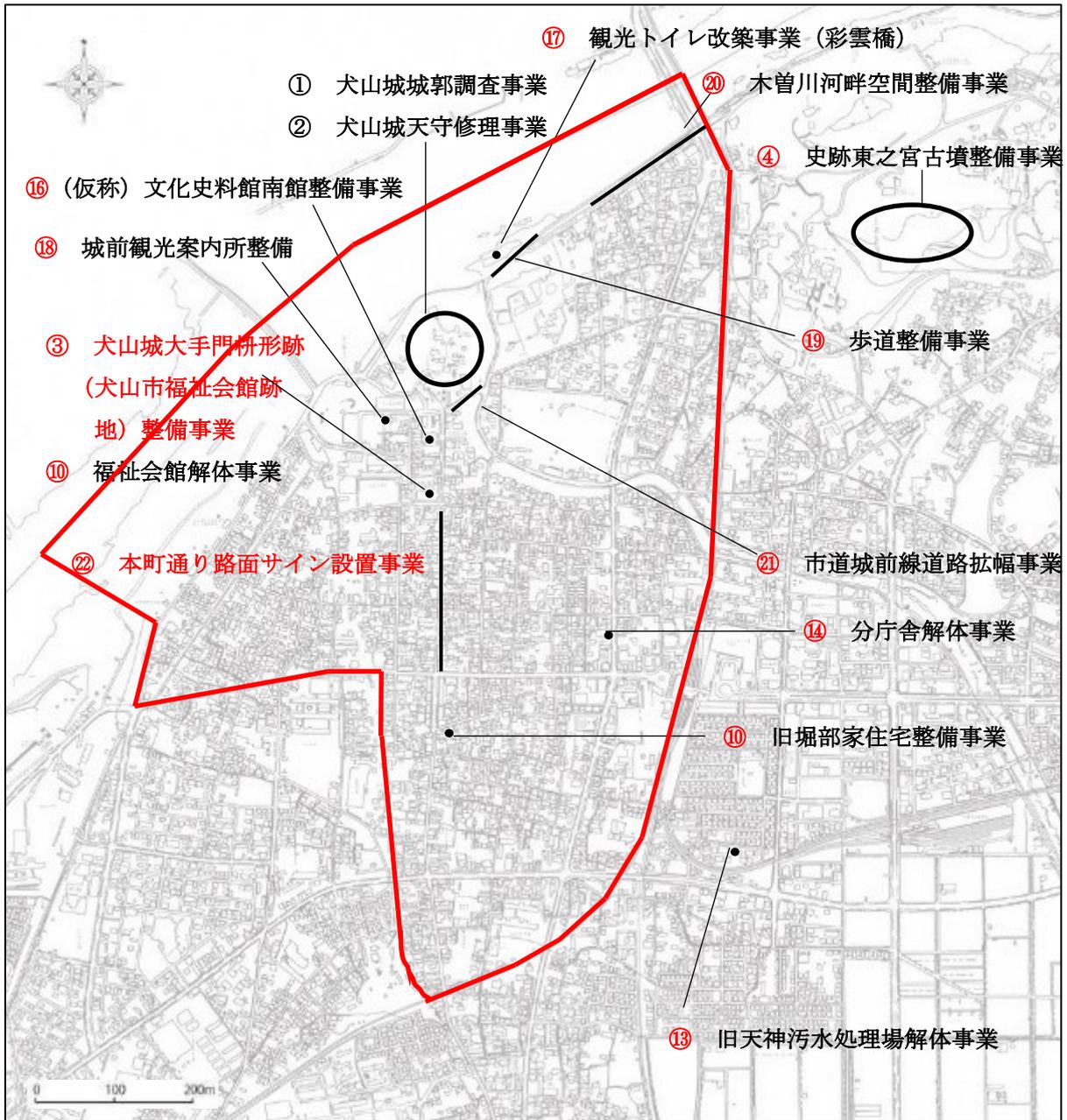
【地域の伝統文化や歴史的な祭礼行事等の伝承に関する事業】

- ㉓ 犬山祭伝承保存事業
- ㉔ 民俗文化財保存伝承事業
- ㉕ 犬山市民総合大学敬道館歴史文化学部講座開催事業
- ㉖ 観光まちづくり事業
- ㉗ 木曽川うかい船頭育成事業

【新たな歴史的資産の発掘と歴史的価値付けに関する事業】

- ㉘ 石上祭調査事業
- ㉙ 犬山市文化財保存活用地域計画作成事業

事業位置図



【重点区域全域】

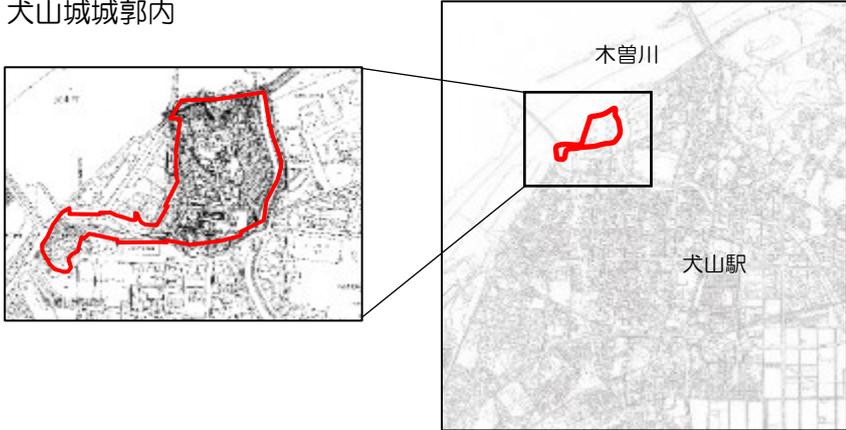
- ⑤ 文化財保存事業費補助金事業
- ⑥ 景観重要建造物助成事業
- ⑦ 景観形成助成金
- ⑧ 歴史的建築物の保全事業
- ⑨ 犬山市歴史まちづくり賞事業
- ⑫ 城下町パナーワーク事業
- ⑲ 犬山祭伝承保存事業
- ⑳ 観光まちづくり事業
- ㉑ 木曾川うかい船頭育成事業

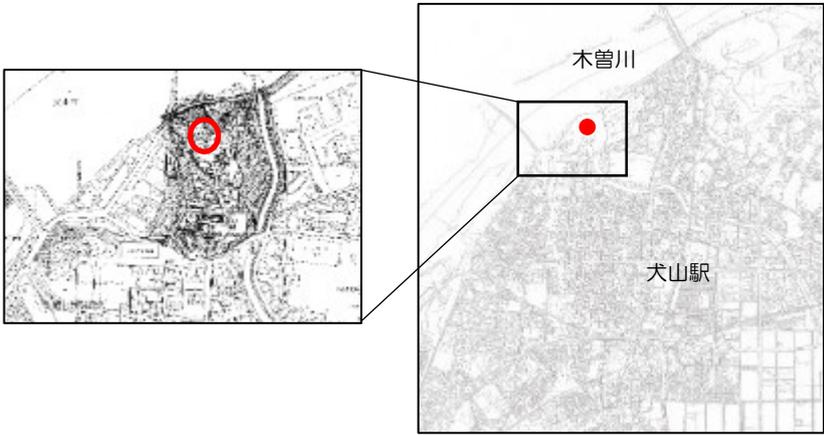
【犬山市全域】

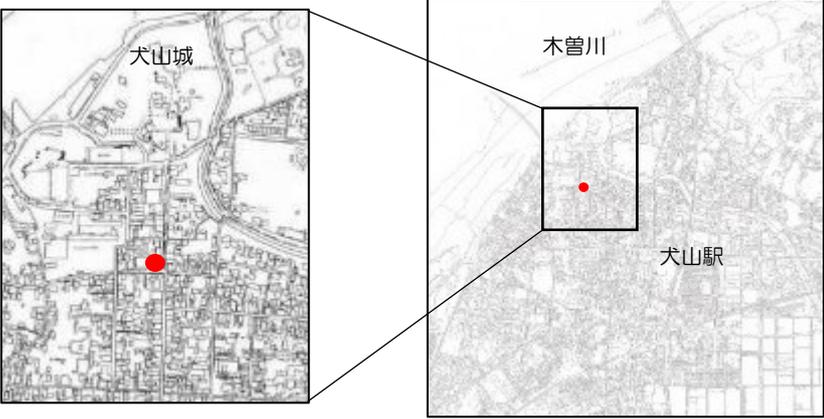
- ⑮ 空き家等情報提供事業
- ⑳ 民俗文化財保存伝承事業
- ㉑ 犬山市民総合大学敬道館歴史文化学部
講座開催事業
- ㉒ 石上祭調査事業
- ㉓ 犬山市文化財保存活用地域計画作成事業

2 歴史的風致の維持向上に資する事業

【歴史的建造物等の保存・活用に関する事業】

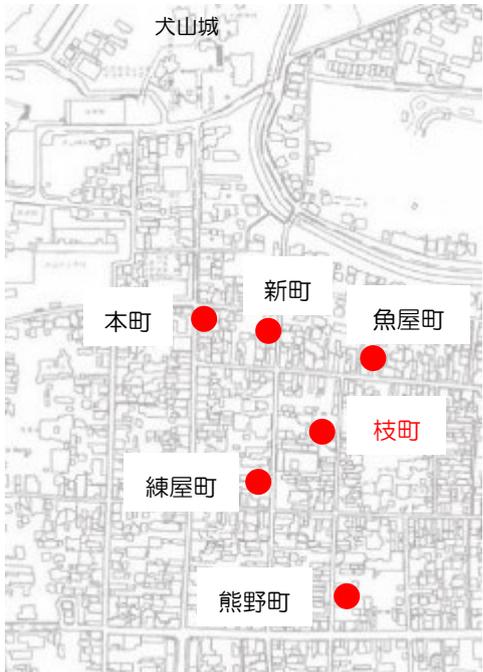
事業名	① 犬山城城郭調査事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成20年度～令和10年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業(平成28年度、平成30年度～令和2年度) 埋蔵文化財緊急調査事業(平成29年度、令和3年度、令和4年度) 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業(令和3年度～)
事業位置	犬山城城郭内 
事業概要	これまでに、城郭の核となる部分を明確にするための土地境界測量や犬山城西御殿跡地と推測される旧体育館跡地の発掘調査、眺望調査及び一部の石垣調査を実施してきた。令和元年度以降は、残りの石垣調査を実施するとともに、それら調査の成果をもとに史跡犬山城跡の保存活用計画を策定し、その計画に基づき城郭全体の保存活用を進めていく。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	犬山城に関する遺構の詳細確認やデータ収集をし、国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の適切な保存・整備・活用を図ることで、城下町地区の歴史的風致の維持向上に寄与する。

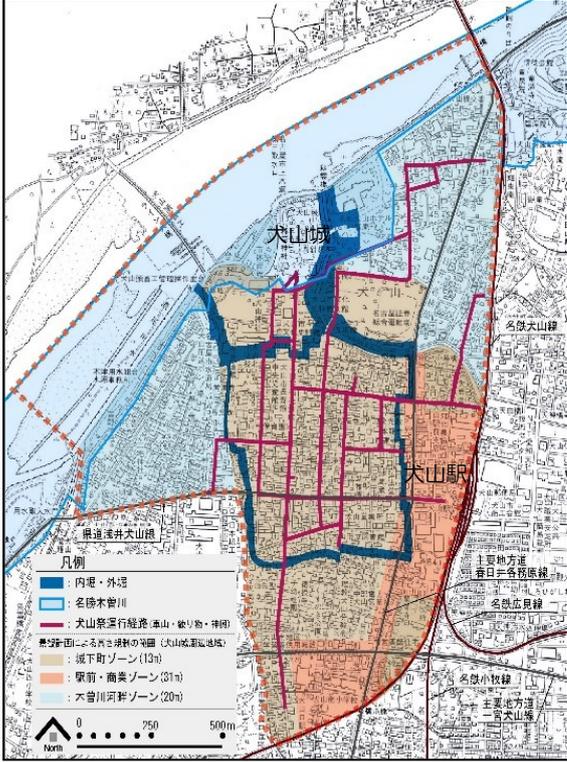
事業名	② 犬山城天守修理事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成30年度～令和元年度
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存整備補助金(平成30年度～令和元年度)
事業位置	犬山城天守 
事業概要	平成30年度は主に1階天井の水平構面の構造的補強を実施した。令和元年度は3、4階南北面の壁面を補強することで天守全体の耐震性を高める。併せて内外部の漆喰や下見板等の補修を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	経年劣化した箇所の修理及び地震に備えるための耐震補強をすることで、犬山城の適正な保存・公開が図られ、城下町地区の歴史的風致の維持向上に寄与する。

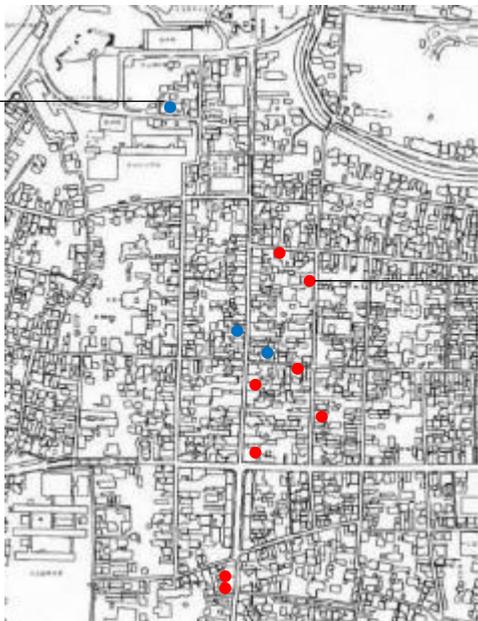
事業名	③ 犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）整備事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和7年度～令和10年度
事業手法 （支援事業名）	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業（令和7年度～）
事業位置	犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地） 
事業概要	犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）について、「史跡犬山城跡整備基本計画」に基づき、犬山城の価値と魅力の発信拠点、犬山城見学の出発点と位置づけ、江戸時代の大手口から城内へのルートや堀や土塁の規模を体感できる場所となるよう整備を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	犬山城大手門枡形跡は、かつては犬山城の城内と城下町を区切る場所としての機能を果たしていた場所である。大手門枡形跡を整備することによって、犬山城と城下町全体の理解につながり、地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	④ 史跡東之宮古墳整備事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成29年度～令和2年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(都市再生事業に関連する効果促進事業) (平成29年度～平成30年度) 歴史生き生き!史跡等総合活用整備事業(平成29年度～令和2年度) 地方創生推進交付金(令和元年度)
事業位置	東之宮古墳及びその周辺地域 
事業概要	当市の優れた歴史的景観を構成する重要な要素であり、古墳の実像と重要な歴史的価値を訪れた方に正しく理解していただけるような事業として下記の基本方針で整備予定。 <ol style="list-style-type: none"> 1 遺跡の保存 2 樹木の適切な管理計画の策定 3 AR史跡システムによる可視化 4 周辺施設とのネットワーク化 
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	東之宮古墳は、当市のみならず愛知県、さらには東日本を代表する「前方後方墳」であり、その歴史的な意義を明確にして周囲の景観も含めての保存計画を策定し進めていくことで、現在まで受け継がれた様々な歴史を後世に伝えることができ、市内における歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑤ 文化財保存事業費補助金事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成22年度～令和10年度
事業手法 (支援事業名)	歴史的環境形成総合支援事業(平成22年度) 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成23年度～平成30年度) 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(令和元年度～令和5年度) 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークアブル推進事業)(令和6年度～令和10年度)
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>国登録文化財(建造物)等を地域の資産として残していくための修理費に対する経費の一部を助成する。</p> <p>●事業イメージ</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  ➔  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 修理前 修理後 </div>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	重点区域内に建つ国登録文化財(建造物)等を歴史的風致形成建造物に位置付け、所有者に当該建造物を修理する経費の一部を助成することにより、歴史的資産の保全が進み、地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑥ 景観重要建造物助成事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成20年度～令和10年度
事業手法 (支援事業名)	まちづくり交付金(平成20年度) 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成21年度～平成30年度) 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(令和元年度～令和5年度) 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークアブル推進事業) (令和6年度～令和10年度)
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>各町内が所有している車山蔵(9件)のうち、景観重要建造物の指定を受けた車山蔵(6件)の修景整備に対する経費の一部を助成する。</p> <p>●指定を受けた景観重要建造物</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>本町車山蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>熊野町車山蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>魚屋町車山蔵</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>練屋町車山蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>新町車山蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>枝町車山蔵</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>犬山祭で曳かれる車山を収納する蔵は、祭以外の時でも、この地域の伝統行事を象徴する施設であり、地域住民や来訪者が犬山の城下町文化にふれる重要な施設である。当事業により、施設の整備費の一部を助成することにより、景観が保たれ、地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑧ 歴史的建築物の保全事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和3年度～令和10年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(令和3年度～令和5年度) 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークラブル推進事業)(令和6年度～令和10年度)
事業位置	<p>景観計画によって定められた犬山城周辺地域</p> 
事業概要	<p>城下町景観保全のために行う歴史的建築物の修景事業に対する経費の一部を助成する。</p> <p>●事業イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  →  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 修景前 修景後 </div>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>犬山城下町で、近年重要な構成要素である歴史的建築物の解体が進んでおり、城下町らしい景観の保全が危ぶまれている。そのため、歴史的建築物の指定を行い解体の1年前に届出させるとともに、保全を目的とした外観の修景・改修事業を行う場合は、その経費の一部を助成することにより、周辺景観の保全が進み、地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

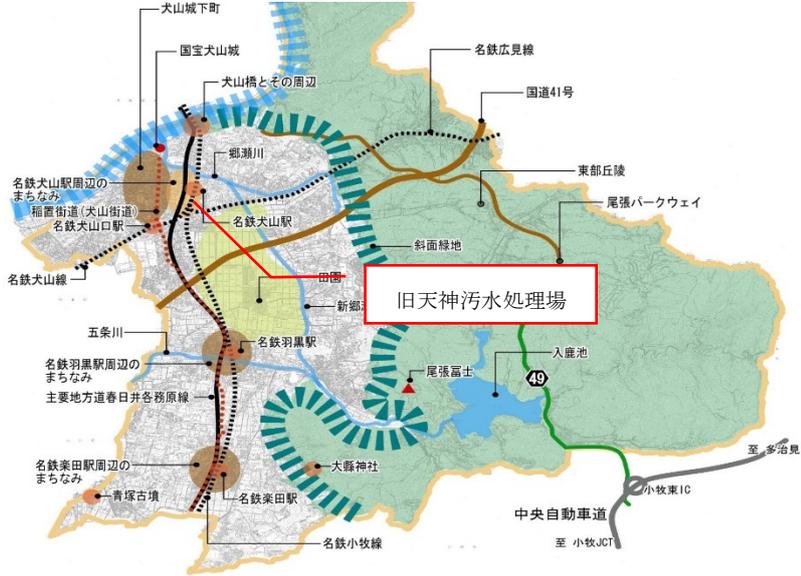
事業名	㊟ 犬山市歴史まちづくり賞事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成29年度～令和6年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業(平成29年度～令和6年度)
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>重点区域内には、犬山城下町の町家の特徴を残した歴史的に価値の高い建造物が多く残っているが、世代交代などにより様式が改変されたり、取り壊しが進んでいる。</p> <p>そこで、城下町にふさわしい意匠を残している建造物を表彰し、歴史的建造物保護への理解を促し、後世に城下町の風情を残していくため、本事業を実施する。</p> <p>●第1期の実績</p> <p>【平成29年度】 住居部門：3件 その他部門：5件</p> <p>【平成30年度】 住居部門：1件 その他部門：2件</p>  <p>重点区域</p>  <p>平成30年度表彰物件</p> <p>平成29年度表彰物件</p>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>城下町における保存状態のよい歴史的建造物を表彰することは、建造物の所有者及び管理者の建造物保護に対する意欲向上に繋がり、また受賞実績について広く周知することは、市民の歴史的建造物に対する理解を促し、市内全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

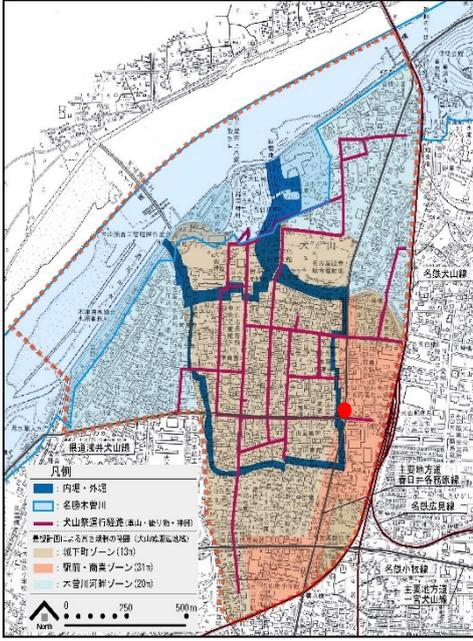
事業名	⑩ 旧堀部家住宅整備事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成30年度～令和元年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業(平成30年度～令和元年度)
事業位置	<p>旧堀部家住宅</p>
事業概要	<p>国登録有形文化財である旧堀部家住宅は、平成21年度に市が取得して以来、地域の歴史を発信する施設として整備・公開してきた。しかし、経年劣化に伴い、損傷が激しい箇所があるため、来館者の安全性を確保するため、土壁の補修工事を実施する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>歴史的建造物を保全することは地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。また、当該施設を公開し活用することは、文化財に触れる機会の創出を促し、歴史的風致の維持向上を担う市民の意識向上に繋がり、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

【歴史的景観等の保存・活用に関する事業】

事業名	⑪ 福祉会館解体事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和元年度～令和2年度
事業手法 (支援事業名)	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業(令和元年度) 歴史的観光資源高質化支援事業(令和2年度) 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)(令和2年度)
事業位置	犬山市福祉会館敷地内 
事業概要	<p>令和元年度に実施計画を策定し、令和2年度に解体工事を施工する。</p> <p>福祉会館の敷地内にはかつて大手門があったことから、福祉会館解体後は発掘調査を実施し、大手門を始めとした遺構解明を進める。</p>  <p>景観を阻害している福祉会館</p>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	景観阻害物件であり、景観計画の既存不適格建築物である福祉会館を除去することにより、城下町から犬山城を眺望する景観が改善され、SNSによる情報発信が見込まれるとともに、外国人を含めた旅行者の満足度向上に寄与する。

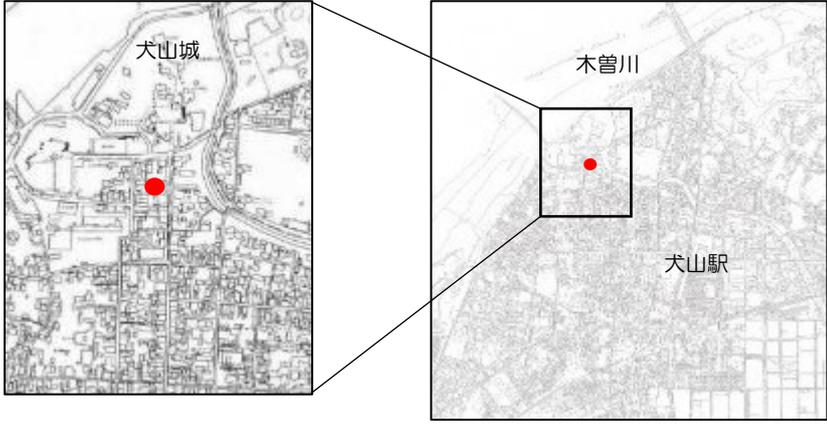
事業名	⑫ 城下町バナーワーク事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成30年度～令和元年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業(平成30年度～令和元年度)
事業位置	重点区域内(景観計画区域における城下町ゾーン)
事業概要	<p>住民および事業者も含めたワークショップにより、城下町の広告物ガイドラインを作成する。将来的な条例化を含めて、住民および事業者に対し周知・啓発を図る。</p>  <p>のぼり旗や看板が乱立する城下町</p>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>城下町の広告物ガイドラインを住民や事業者自らが作成することにより、伝統的な建造物に調和するまちなみの景観形成が、より効果的に実現でき、地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑬ 旧天神污水处理場解体事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和元年度～令和2年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業(令和元年度) 景観改善推進事業(令和2年度)
事業位置	重点区域外(名鉄犬山駅周辺のまちなみ) 
事業概要	<p>事業地は犬山城や城下町を中心とした犬山城周辺地域に隣接し、犬山駅の駅東として良好な住宅地区である。</p> <p>その中にある浄化槽施設が下水道の整備完了により不用となり老朽化したことから令和2年度に解体工事を実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>犬山駅周辺の景観阻害物件を解体することで、魅力あるまちの住民として意識向上を図り、より一層良好な景観づくりを図ることができ、城下町地区の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

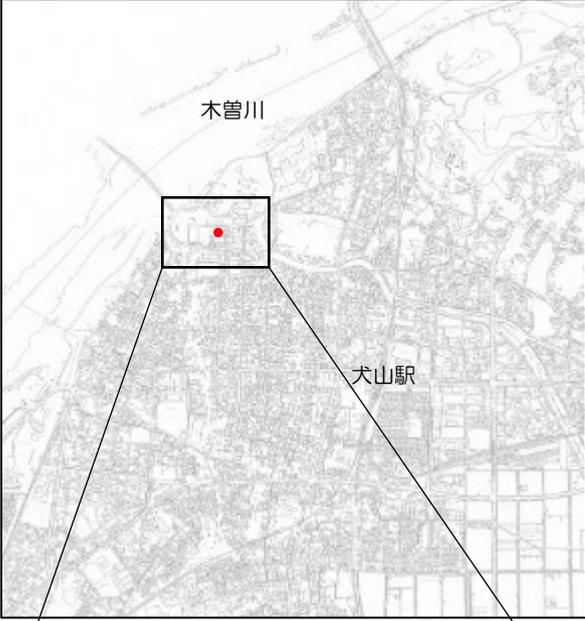
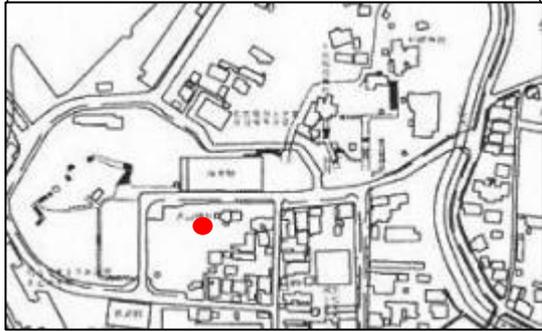
事業名	⑭ 分庁舎解体事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和3年度～4年度
事業手法 (支援事業名)	歴史的観光資源高質化支援事業(令和3年度) 市単独事業(令和4年度)
事業位置	 <p>歴まち計画(重点地区) 景観計画 (城下町ゾーン) (駅西商業ゾーン)</p>
事業概要	<p>事業地は犬山城下町の外堀部分に位置し、犬山駅から犬山城への移動においての主要路線の沿線に位置している。</p> <p>その中にある当施設は不用となり老朽化したことから、令和3年度より解体工事を実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>犬山駅周辺の景観阻害物件を解体することで、魅力ある主要道路の沿線景観の向上を図り、より一層良好な景観づくりを図ることができ、城下町地区の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

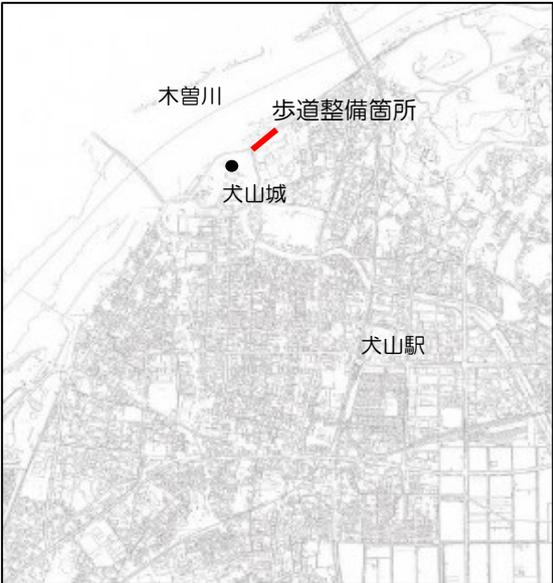
【歴史的建造物等の周辺環境の保全に関する事業】

事業名	⑮ 空き家等情報提供事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成27年度～令和10年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) (平成27年度) 市単独事業(平成28年度～令和10年度)
事業位置	犬山市全域
事業概要	今後増加する空き家を地域の資源として有効活用するため、市内に存在する空き家を対象に情報提供や希望者とのマッチングを目的として運用する。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	伝統的建築物の所有者が利用しなくなった際に、速やかに空き家として情報提供いただくことにより、早期に次の利用者が決まり、より良い状態で活用することができる。 この取り組みにより、まちなみへの影響が大きい伝統的建築物の保全が図られ城下町の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑩ (仮称) 文化史料館南館整備事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成 29 年度～令和元年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 (平成 29 年度～令和 30 年度) 地方創生拠点整備交付金 (令和元年度)
事業位置	犬山市文化史料館敷地内 
事業概要	現在のからくり展示館を、現在地から文化史料館南駐車場に移設・整備する。  内部イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	この整備に伴い、犬山祭のからくり人形をよりわかりやすく解説するとともに、これまで不足していた実演観覧スペースを確保し、モニターにより臨場感あふれるからくりの動きを感じることで、来館者の犬山の歴史文化に対する理解が深まり、城下町の歴史的風致の維持向上を図るための土台づくりが図られる。

事業名	⑰ 観光トイレ改築事業（彩雲橋）
事業主体	犬山市
事業期間	令和4年度
事業手法 （支援事業名）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（令和4年度）
事業位置	
事業概要	老朽化したトイレを改築するとともに、トイレの多目的化、洋式化を進める。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	トイレを快適に利用できることは観光客の満足度を高めることに繋がる。本事業は木曽川河畔に立地するトイレの整備を行うものであり、城下町周辺地区の環境整備を進めることは、魅力ある観光地づくりと歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑱ 城前観光案内所整備事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和元年度
事業手法 (支援事業名)	愛知県観光施設費等補助金(令和元年度)
事業位置	城前キャスルパーキング東面内  
事業概要	城下町エリアに訪れる観光客へのおもてなし機能を充実させるとともに、観光情報を的確に提供することができるよう、恒久的な観光案内所を設置する工事を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	観光客が集中する城下町エリアに関する観光情報を提供することに加え、観光客の多様なニーズや期待に応えるために、市域全体の情報などを提供・発信することにより、犬山の町並みや歴史的建造物への理解が促進され、城下町地区の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑱ 歩道整備事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和3年度～令和5年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(令和3年度～令和5年度)
事業位置	重点区域内 
事業概要	木曽川沿い道路未舗装部を歩道整備し、歩行空間を確保する。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	犬山城を中心とした城下町地区や木曽川沿いの歴史的資源・観光資源へのアクセスにおいて、歩行空間を確保することで、歩行者の利便性及び安全性を高め、魅力ある観光地づくりと城下町地区の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑳ 木曽川河畔空間整備事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和4年度～令和10年度（予定）
事業手法 （支援事業名）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（令和4年度～令和5年度） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォークブル推進事業）（令和6年度～令和10年度）
事業位置	重点区域内 
事業概要	木曽川河畔（内田地区）遊歩道を整備し、市民と観光客にとって新たな憩いと賑わいをもたらす魅力的な空間を形成する。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	木曽川河畔の遊歩道整備により、市民や観光客にとってあらたな魅力や憩いの場を形成することができる。整備によって犬山城を中心とした城下町地区から木曽川河畔へ人の流れを誘導することが出来るようになり、回遊性を高め、観光地としての魅力と歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	㊦ 市道城前線道路拡幅事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和4年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 (令和4年度)
事業位置	重点区域内 
事業概要	犬山城を中心とした城下町地区へのアクセスの利便性や安全性を高めるため、公園橋から針綱神社までの道路を拡幅し、車両のすれ違いをやすくするとともに、歩行者空間を確保する。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	犬山城を中心とした城下町地区へのアクセスにおいて、歩行空間を確保することで、歩行者の利便性及び安全性を高め、魅力ある観光地づくりと城下町地区の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	② 本町通り路面サイン設置事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和6年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(まちなかウォークアブル推進事業)(令和6年度)
事業位置	重点区域内 
事業概要	重点区域(犬山城下町地区)内の本町通りにおいて、歩行者の安全性を高めるとともに、車両通行をスムーズに行うことができるよう、車道と路側帯間の区画線を整備する。区画線は城下町の景観に配慮し、外側線と同幅程度のブロック(石畳)調のサインを縦断的に塗装する。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	重点区域内のメインストリートである、本町通りに路面サインを整備することで、歩行者の利便性及び安全性を高めるとともに、地域住民の生活動線を確保し、持続可能な観光地づくりと城下町地区の歴史的風致の維持向上に寄与する。

【伝統行事及び伝統文化の伝承や後継者育成に関する事業】

事業名	㉓ 犬山祭伝承保存事業
事業主体	犬山市
事業期間	昭和47年度～令和10年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業(昭和47年度～令和10年度)
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>犬山祭の車山行事を後世へ正しく継承していくため、車山本体や幕、からくり人形等の修理や復元新調に対し、その費用の一部を助成する。</p> <p>民俗の専門家や町内会の代表などで構成される犬山祭伝承保存委員会や修理委員会の下で、その現況や当初の状態を把握し、修理方法等について委員や文化庁の助言を得ながら決定した上で、修理を行っている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>新調</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>原品</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">本町車山の水引幕を復元新調した事例</p>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>犬山祭で曳かれる車山や幕などの修理費用を助成することで、町内会の負担を軽減し、車山行事を適正に実施するとともに保存することができ、城下町地区における歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	㊸ 民俗文化財保存伝承事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成22年度～令和10年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業(平成22年度～令和10年度)
事業位置	市内全域
事業概要	<p>市内で継承されている神楽等の伝統行事に使用される道具などの保存修理及び新調、後継者育成事業に対して助成する。また、休止中の伝統行事の復旧再開のための事業に対して助成する。</p>  <p>祭りで演奏される笛の指導風景</p>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>近年深刻化する人口減少や少子化の進展に伴い、指導者や参加者が不足し、行事の継承が難しくなっている。これらの行事の実施にかかる費用について助成をすることで、活動団体の負担を軽減し、地域の伝統行事の継承に繋がることから、市域全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	㊥ 犬山市民総合大学敬道館歴史文化学部講座開催事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成14年度～令和10年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業(平成14年度～令和10年度)
事業位置	市内全域
事業概要	生涯学習の場として開設されている「犬山市民総合大学敬道館」において、市内にある文化財や祭礼行事等を題材にした歴史文化学部を開講する。 ●これまでに開設してきた学科 古代史学科、中近世史学科、祭り文化学科、明治カルチャー史学科、 文化遺産学科
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	市民の歴史文化への理解を促し、市と地域とが連携して歴史的風致を維持していくための土壌が形成されることから、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	㊦ 観光まちづくり事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和元年度～
事業手法 (支援事業名)	地方創生推進交付金(令和元年度～令和3年度) オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光 推進事業(令和6年度)
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>近年の城下町における観光客の増加に伴う交通渋滞やごみ問題等は深刻な課題である一方で、事業者にとってはまとまった組織がなく、まちづくりを考える機会が少ない。また、住民側もまちづくりについての意識の共有や在り方考える場が少ない。</p> <p>地域全体のまちづくりについて地域住民や事業者、民間団体などがこれからのまちづくりについて共通の認識を持ち、その中で、まちづくりの方向性やルール、そして目指すべき姿を定め、具体的な取組みを進めることが重要である。</p> <p>本事業ではそうした課題認識を持ち、観光を切り口としたまちづくりについて考え、実践するための対話や取組みを行うものである</p>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	<p>今後のまちづくりを考える上では、ハード整備だけでなく、ソフト面での体制強化が重要である。本事業を通して、地域住民と事業者との連携を高め、魅力あるまちづくりを展開していくための環境づくりを図ることができ、地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	㊦ 木曽川うかい船頭育成事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成 29 年度～令和 10 年度（予定）
事業手法 （支援事業名）	地方創生推進交付金（平成 29 年度～令和元年度） 市単独事業（令和 2 年度～）
事業位置	木曽川指定地周辺
事業概要	<p>1,300 年もの長い歴史を持つ伝統漁法である鵜飼を、保存継承していくために必要となる船頭が高齢化しているため、後継者の発掘と若手船頭の育成をする。</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	本事業により鵜飼の適正な継承が可能となり、名勝木曽川の歴史的風致のさらなる維持向上に寄与する。

【新たな歴史的資産の発掘と歴史的価値付けに関する事業】

事業名	㊸ 石上祭調査事業
事業主体	犬山市
事業期間	平成 29 年度～令和元年度
事業手法 (支援事業名)	元気な愛知の市町村づくり補助金チャレンジ枠（平成 29 年度） 市単独事業（平成 30 年度～令和元年度）
事業位置	尾張富士大宮浅間神社敷地内及び周辺の関係町内 
事業概要	犬山市指定無形民俗文化財である石上祭の歴史や特色を調査し、現状を詳細に記録することを目的に総合調査を行う。 平成 29 年度に調査委員会を立ち上げ、令和元年度に調査結果をまとめた報告書を刊行する。
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	往古の状況と現状を詳細に記録に残すことで、祭りの形態を後世に正しく継承することができ、地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	㊟ 犬山市文化財保存活用地域計画作成事業
事業主体	犬山市
事業期間	令和2年度～令和5年度
事業手法 (支援事業名)	地域文化財総合活用推進事業(文化財保存活用地域計画作成) 【文化芸術振興補助金】(令和2年度～令和5年度)
事業位置	市内全域
事業概要	<p>これまで単体で守ってきた文化財を計画に位置づけ、指定・未指定を問わず、一体的に保存・活用していくため、犬山市文化財保存活用地域計画を作成する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">計画の策定体制</p> <p>本計画は、以下の体制によって策定します。</p> <pre> graph TD subgraph City [犬山市] subgraph InternalSystem [庁内体制] A[庁内連絡調整会議] B[事務局 【犬山市教育委員会】] end subgraph AttachedOrgans [附属機関] C[犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会] end subgraph RelatedOrgans [関係機関協議] D[関係機関協議] end subgraph StakeholderHearings [有識者ヒアリング] E[有識者ヒアリング] end A -- 諮問 --> C C -- 答申 --> A B -- 協議 --> D D -- 意見 --> E E -- 意見 --> C end subgraph Citizens [市民] F[市民意識調査 団体等ヒアリング] G[パブリック コメント] end F -- 意見 --> C G -- 意見 --> C C -- 作成 --> H[犬山市文化財保存活用地域計画(案)] E -- 意見 --> H D -- 意見 --> H H -- 修正 --> C H -- 申請 --> I[犬山市文化財保存 活用地域計画の作成] I -- 申請 --> J[文化庁認定] </pre> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に資する理由	文化財等の保存・活用に関する市の方針が明確になるとともに、新たな文化財の掘り起こしが進み、市民の文化財への関心を高めることができ、市域全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定

(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

犬山市では、これまで歴史的な趣のある建造物については、その状態などを調査し、歴史的価値に応じて文化財保護法、県及び市の文化財保護条例に基づく文化財への指定または登録に加え、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致景観形成建造物への指定や、景観法に基づく景観重要建造物への指定による保存及び活用を行ってきた。

第1期計画期間中には、24件の建造物（うち、未指定14件）を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、景観重要建造物に5件の建造物を指定し、指定・登録文化財以外の歴史的建造物の保存・活用を図ってきた。

今後も本市の歴史的風致の維持向上をより一層積極的に図っていくため、重点区域内の歴史的建造物の歴史的風致形成建造物への指定を進め、その保存・活用を図ることとする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準及び指定対象の要件

歴史的風致形成建造物への指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られること、所有者又は管理者等により適切な維持管理が見込まれることを前提として、歴史的風致の維持向上のためにその保全を図る必要があると認められる歴史的建造物を対象に、次に示す「指定基準」及び「指定対象の要件」を満たす建造物を指定する。

【指定基準】

以下の基準①を満たすとともに、基準②から基準④のいずれか一つ以上を満たすものとする。

- ① 築50年以上経過しているもの
- ② 建造物の形態・意匠又は技術が優れているもの
- ③ 歴史性及び地域性の観点から保存が必要なもの
- ④ 重点区域における歴史的風致の維持向上のために必要なもの

【指定対象の要件】

次のいずれかに該当するもの。

①	愛知県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 6 号）第 4 条第 1 項に基づく愛知県指定有形文化財、同条例第 24 条第 1 項に基づく愛知県指定有形民俗文化財並びに同条例第 29 条第 1 項に基づく愛知県指定史跡及び愛知県指定名勝
②	犬山市文化財保護条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 4 条第 1 項に基づく犬山市指定有形文化財、犬山市指定有形民俗文化財、犬山市指定史跡及び犬山市指定名勝
③	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財、同法第 90 条第 1 項に基づく登録有形民俗文化財及び同法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物
④	愛知県文化財保護条例第 17 条の 2 第 1 項に基づく愛知県登録有形文化財、同条例第 28 条の 6 第 1 項に基づく愛知県登録有形民俗文化財並びに同条例第 33 条の 8 第 1 項に基づく愛知県登録記念物
⑤	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
⑥	犬山市景観条例（平成 19 年条例第 24 号）第 17 条の 2 第 1 項に基づく歴史的建築物
⑦	その他、犬山の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして市長が認める建造物

2 歴史的風致形成建造物及び候補物件一覧

<歴史的風致形成建造物> ※下線を引いた物件は1期計画から継続

番号	名称	所在地及び所有者	築年	関連する歴史的風致
1	<u>梅田家住宅</u> (登録有形文化財) 	犬山字東古券 個人	江戸末期	犬山祭にみる歴史的風致
2	<u>井上家住宅</u> (登録有形文化財) 	犬山字西古券 個人	明治初年	//
3	<u>小島家住宅</u> (登録有形文化財) 	犬山字東古券 個人	江戸末期	//
4	<u>伊藤家住宅</u> (登録有形文化財) 	犬山字東古券 個人	江戸末期	//
5	<u>堀部家住宅</u> (登録有形文化財) 	犬山字南古券 犬山市	明治16年	//

6	宮田家住宅 (登録有形文化財) 	犬山字東古券 個人	昭和6年	//
7	浅井家住宅 	犬山字東古券 個人	明治初年	//
8	本町車山蔵 (登録有形文化財) 	犬山字東古券 本町町内会	明治42年	//
9	加藤家住宅 	犬山字東古券 個人	明治中期	//
10	岩田家住宅 	犬山字東古券 個人	大正4年	//
11	渡邊家住宅 	犬山市東古券 個人	明治末期	//

12	<p>大島家茶室 (登録有形文化財)</p> 	<p>犬山字西古券 個人</p>	<p>文政9年</p>	<p>//</p>
13	<p>市橋家住宅</p> 	<p>犬山字東古券 個人</p>	<p>大正元年</p>	<p>//</p>
14	<p>木藤家住宅</p> 	<p>犬山字東古券 個人</p>	<p>昭和31年</p>	<p>//</p>
—	<p>(町屋建築)</p> <p>※令和6年12月17日 指定解除</p>	<p>犬山字西古券</p>	<p>江戸後期</p>	<p>//</p>
15	<p>新町車山蔵</p> 	<p>犬山字東古券 新町町内会</p>	<p>昭和28年</p>	<p>//</p>
16	<p>名栗町車山蔵</p> 	<p>犬山市東古券 名栗町内会</p>	<p>大正10年</p>	<p>//</p>

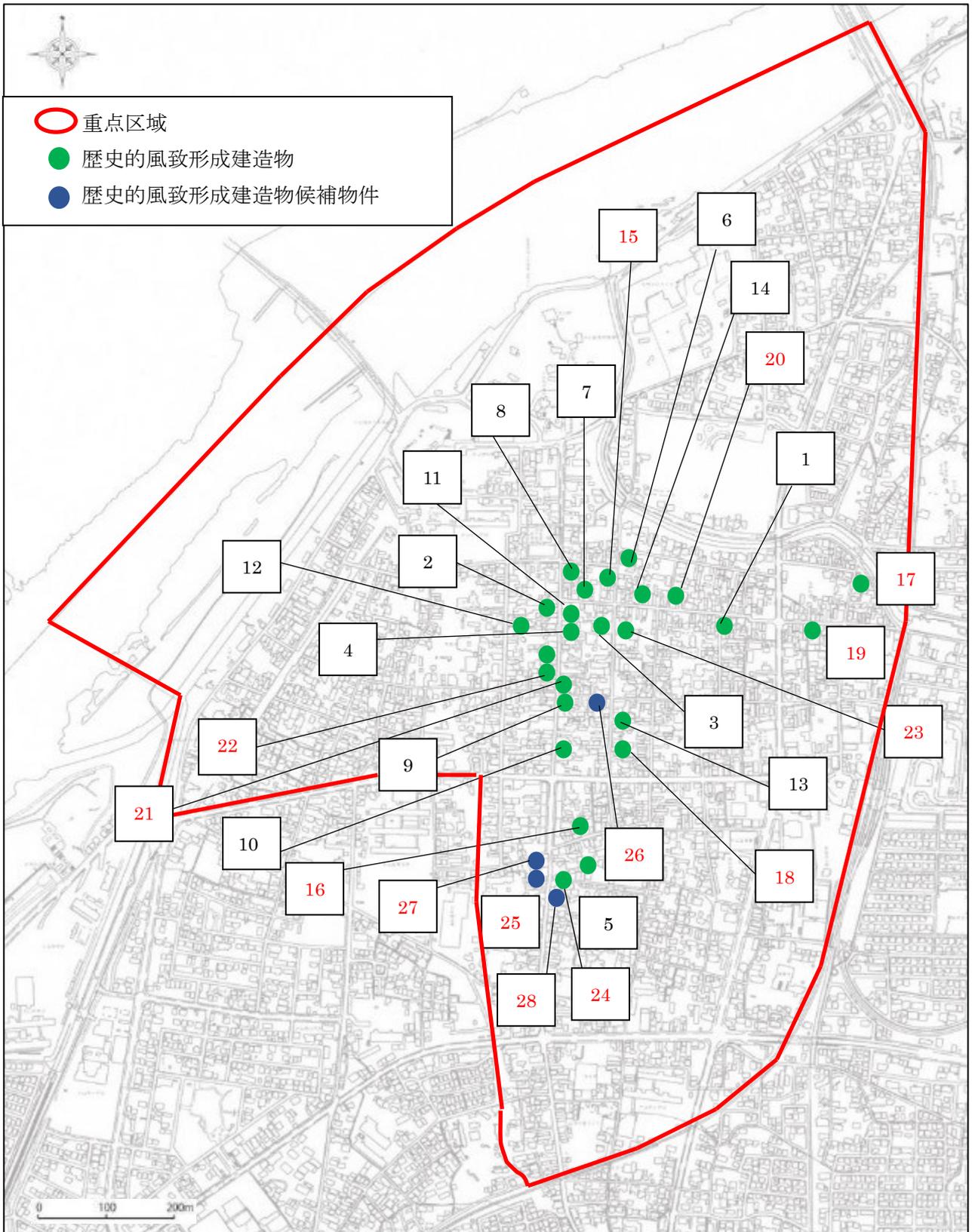
17	如實山大師堂 	犬山字東古券 余坂町内会	文政11年	//
18	林家住宅 	犬山字東古券 個人	昭和25年	//
19	奥村家住宅 (登録有形文化財) 	犬山市東古券 個人	天保13年	//
20	田中家住宅 	犬山市東古券 個人	明治23年	//
21	遠藤家住宅 (登録有形文化財) 	犬山市東古券 個人	明治33年	//
22	松山家住宅 	犬山市西古券 個人	大正9年頃	//

23	<u>玉井家住宅</u> 	犬山市東古券 個人	大正元年頃	//
24	<u>長瀬家住宅</u> 	犬山市南古券 個人	大正元年	//

<歴史的風致形成建造物候補物件>

25	<u>伊藤家住宅</u> 	犬山市南古券 個人	江戸末期	//
26	<u>田中家住宅</u> 	犬山市東古券 個人	明治期	//
27	<u>河橋家住宅</u> 	犬山市東古券 個人	明治期	//
28	<u>巖骨庵</u> 	犬山市南古券 個人	明治期	//

歷史的風致形成建造物指定・候補物件



第8章 歴史的風致形成建造物の管理の方針

1 基本的な考え方

(1) 歴史的風致形成建造物の管理方針

歴史的風致形成建造物の維持・管理については、愛知県や犬山市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 県及び市指定文化財

県及び市指定の文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。建造物の外観及び内部とも現状保存を基本とし、これらの建造物を維持・管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、文化財保護のため必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値を損なわない範囲で行うこととする。

特に、民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財及び景観重要建造物

登録有形文化財の建造物及び景観重要建造物は、文化財保護法及び景観法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、外観の維持・保存を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物(未指定の建造物)

未指定の建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

未指定の建造物の維持・管理は、建造物の外観の維持・保存を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項に基づく登録文化財について同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 愛知県文化財保護条例第4条第1項に基づく県指定有形文化財(建造物)について同条例第12条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第13条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 犬山市文化財保護条例第4条第1項に基づく市指定有形文化財(建造物)について同条例第11条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第3項に基づく修理の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

資料

● 国登録有形文化財（建造物）一覧（令和7年3月現在）

※登録順

No.	名称	所在地	所有者又は管理者
1	奥村家 住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
2	奥村家 住宅 金庫蔵	〃	〃
3	奥村家住宅 棟門	〃	〃
4	奥村家住宅 米蔵	〃	〃
5	奥村家住宅 道具蔵	〃	〃
6	奥村家住宅 離れ	〃	〃
7	奥村家住宅 納屋	〃	〃
8	奥村家住宅 渡り廊	〃	〃
9	奥村家住宅 東高塀	〃	〃
10	車山蔵	大字犬山字東古券	本町町内会
11	尾関家住宅 主屋	大字犬山字白山平	個人
12	尾関家住宅 土蔵	〃	〃
13	興禅寺 庫裏	大字羽黒字城屋敷	宗教法人興禅寺
14	明治村 第八高等学校 正門	字内山（博物館明治村内）	公益財団法人明治村
15	明治村 大井牛肉店	〃	〃
16	明治村 三重県尋常師範学校・蔵持小学校	〃	〃
17	明治村 近衛局本部付属舎（皇宮警察坂下護衛署別館）	〃	〃
18	明治村 赤坂離宮正門哨舎	〃	〃
19	明治村 学習院 長官舎	〃	〃
20	明治村 森鷗外・夏目漱石 住宅	〃	〃
21	明治村 東京盲学校 車寄	〃	〃
22	明治村 二重橋 飾電燈	〃	〃
23	明治村 鉄道局 新橋工場	〃	〃
24	明治村 千早赤阪小学校 講堂	〃	〃
25	明治村 第四高等学校 物理化学教室	〃	〃
26	明治村 清水医院	〃	〃
27	明治村 京都中井酒造	〃	〃
28	明治村 安田銀行会津支店	〃	〃
29	明治村 京都七條巡查派出所	〃	〃
30	明治村 北里研究所 本館	〃	〃
31	明治村 幸田露伴住宅 蝸牛庵	〃	〃
32	明治村 茶室亦楽庵	〃	〃
33	明治村 長崎居留地 二十五番館 本館	〃	〃
34	明治村 長崎居留地 二十五番館 別館	〃	〃

35	明治村 神戸山手西洋人住居主屋	//	//
36	明治村 神戸山手西洋人住居付属屋	//	//
37	明治村 宗教大学 車寄	//	//
38	明治村 第四高等学校 武術道場 無声堂 主屋	//	//
39	明治村 第四高等学校 武術道場 無声堂 弓道場	//	//
40	明治村 日本赤十字社 中央病院 病棟	//	//
41	明治村 日本赤十字社 中央病院付属便所	//	//
42	明治村 歩兵第六聯隊兵舎	//	//
43	明治村 シアトル日系福音教会	//	//
44	明治村 ブラジル移民住宅	//	//
45	明治村 ハワイ移民集会所	//	//
46	明治村 六郷川鉄橋	//	//
47	明治村 鉄道寮 新橋工場	//	//
48	明治村 工部省品川硝子製造所	//	//
49	明治村 本郷喜之床	//	//
50	明治村 小泉八雲避暑の家	//	//
51	明治村 半田東湯	//	//
52	明治村 聖ザビエル天主堂	//	//
53	明治村 小那沙美島燈台	//	//
54	明治村 天童眼鏡橋	//	//
55	明治村 隅田川新大橋	//	//
56	明治村 川崎銀行 本店	//	//
57	明治村 大明寺聖パウロ教会堂	//	//
58	明治村 皇居正門 石橋飾電燈	//	//
59	明治村 内閣文庫	//	//
60	明治村 東京駅警備巡查派出所	//	//
61	明治村 前橋監獄雑居房	//	//
62	明治村 金沢監獄正門	//	//
63	明治村 金沢監獄中央看守所	//	//
64	明治村 金沢監獄監房	//	//
65	明治村 宮津裁判所法廷	//	//
66	明治村 菊の世酒蔵	//	//
67	明治村 高田小熊写真館	//	//
68	明治村 名鉄岩倉変電所	//	//
69	明治村 帝国ホテル 中央玄関	//	//
70	高木家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
71	高木家住宅 茶室	//	//
72	高木家 住宅蔵	//	//
73	梅田家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人

74	梅田家住宅 倉庫	//	//
75	梅田家住宅 高堀	//	//
76	三井家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
77	三井家住宅 蔵	//	//
78	三井家住宅 渡り廊	//	//
79	山田家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
80	井上家住宅 主屋	大字犬山字西古券	個人
81	井上家住宅 蔵	//	//
82	瀧野家住宅 蔵	大字犬山字西古券	個人
83	眞野家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
84	眞野家住宅 離座敷	//	//
85	眞野家住宅 土蔵	//	//
86	眞野家住宅 高堀	//	//
87	旧磯部家住宅 主屋	大字犬山字東古券	犬山市
88	旧磯部家住宅 裏座敷	//	//
89	旧磯部家住宅 土蔵	//	//
90	旧磯部家住宅 奥土蔵	//	//
91	旧磯部家住宅 物置	//	//
92	小島家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
93	小島家住宅 座敷	//	//
94	小島家住宅 南蔵	//	//
95	小島家住宅 北酒蔵及び北蔵	//	//
96	小島家住宅 西酒蔵及び仕込場	//	//
97	小島家住宅 寄付	//	//
98	小島家住宅 屋根堀	//	//
99	遠藤家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
100	伊藤家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
101	伊藤家住宅 蔵	//	//
102	寂光院 本堂	大字継鹿尾字杉ノ段	宗教法人寂光院
103	寂光院 随求堂(ずいくどう)	//	//
104	寂光院 弁天堂	//	//
105	寂光院 山門	//	//
106	堀部家住宅 主屋	大字犬山字南古券	犬山市
107	堀部家住宅 離座敷	//	//
108	堀部家住宅 渡り廊	//	//
109	堀部家住宅 土蔵	//	//
110	堀部家住宅 作業場	//	//
111	堀部家住宅 高堀	//	//
112	興禪寺 本堂	大字羽黒字城屋敷	宗教法人興禪寺

113	興禪寺 山門	//	//
114	川村家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
115	宮田家住宅 對依軒	大字犬山字東古券	個人
116	宮田家住宅 蔵	//	//
117	宮田家住宅 井戸屋形	//	//
118	宮田家住宅 塀	//	//
119	專念寺 本堂	大字犬山字西古券	宗教法人專念寺
120	專念寺 庫裏	//	//
121	常満寺 鐘楼	//	宗教法人常満寺
122	常満寺 山門	//	//
123	佐橋家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人
124	浄誓寺 本堂	大字犬山字東古券	宗教法人浄誓寺
125	西蓮寺 本堂	大字犬山字東古券	宗教法人西蓮寺
126	西蓮寺 庫裏	//	//
127	西蓮寺 書院	//	//
128	西蓮寺 蔵	//	//
129	西蓮寺 山門	//	//
130	明治村 芝川家住宅 主屋	字内山（博物館明治村内）	公益財団法人明治村
131	徳授寺 本堂	大字犬山字南古券	宗教法人徳授寺
132	徳授寺 位牌堂	//	//
133	徳授寺 玄関	//	//
134	徳授寺 鐘楼	大字犬山字南古券	//
135	徳授寺 山門	//	//
136	圓明寺 本堂	大字犬山字東古券	宗教法人圓明寺
137	圓明寺 僧寮	//	//
138	圓明寺 庫裡	//	//
139	圓明寺 鐘楼	//	//
140	圓明寺 山門	//	//
141	祥雲寺 本堂	大字犬山字南古券	宗教法人祥雲寺
142	祥雲寺 弘法堂	//	//
143	祥雲寺 鐘楼	//	//
144	旧加茂郡銀行羽黒支店	大字羽黒字古市場	犬山市
145	大島家住宅 茶室	大字犬山字西古券	個人
146	吉野家住宅 主屋	大字羽黒字成海郷	小弓鶴酒造（株）
147	吉野家住宅 離れ	//	//
148	吉野家住宅 新座敷	//	//
149	吉野家住宅 庭門及び土塀	//	//
150	吉野家住宅 土蔵	//	//
151	旧小守家住宅 主屋	大字犬山字東古券	個人

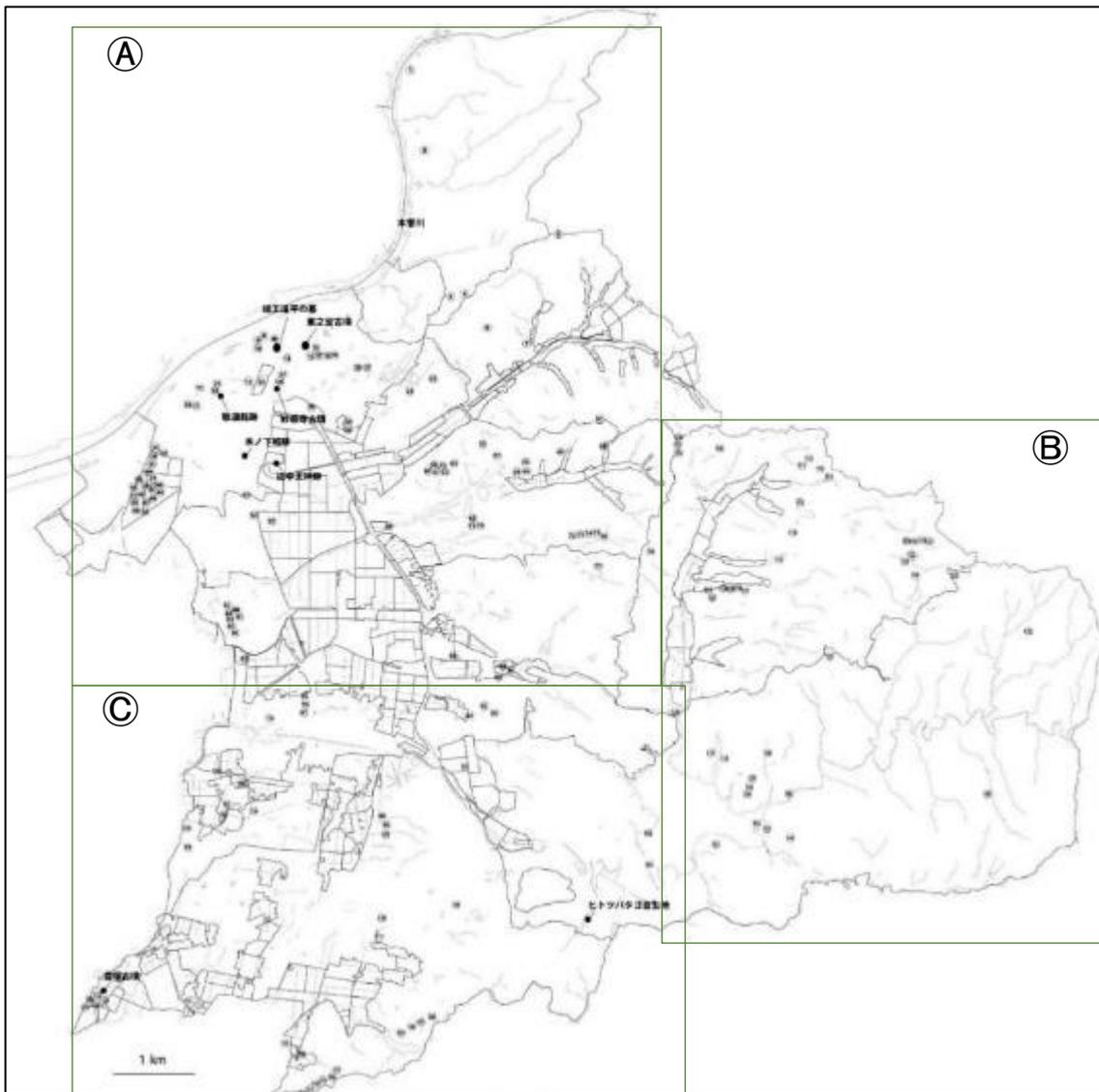
152	鳴海杵神社本殿	大字羽黒字成海郷	鳴海杵神社
153	鳴海杵神社祭文殿	//	//
154	鳴海杵神社拜殿	//	//
155	鳴海杵神社社務所	//	//
156	鳴海杵神社弁天堂	//	//
157	鳴海杵神社藩塀	//	//

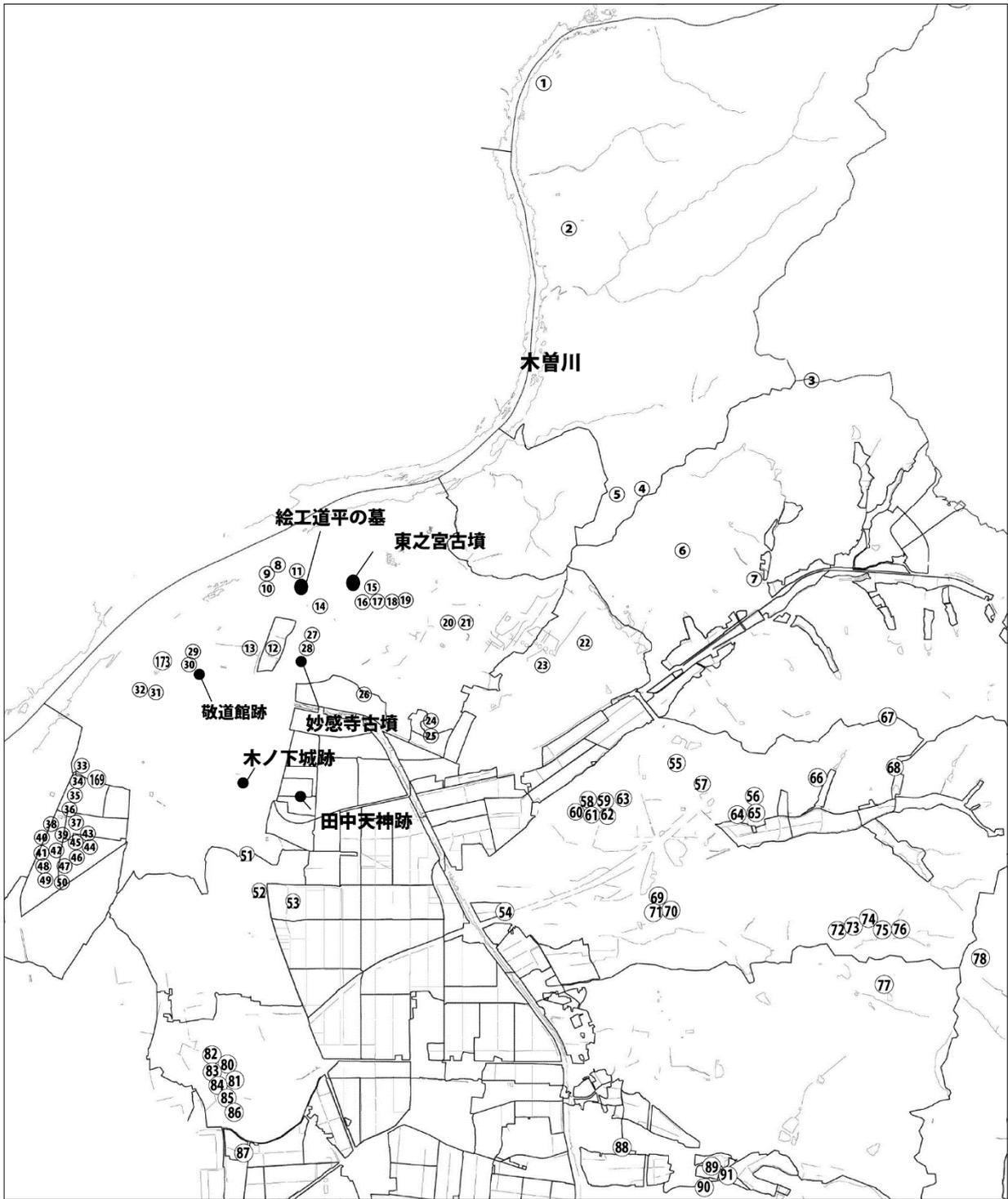
●埋蔵文化財包蔵地一覽(令和7年3月現在)

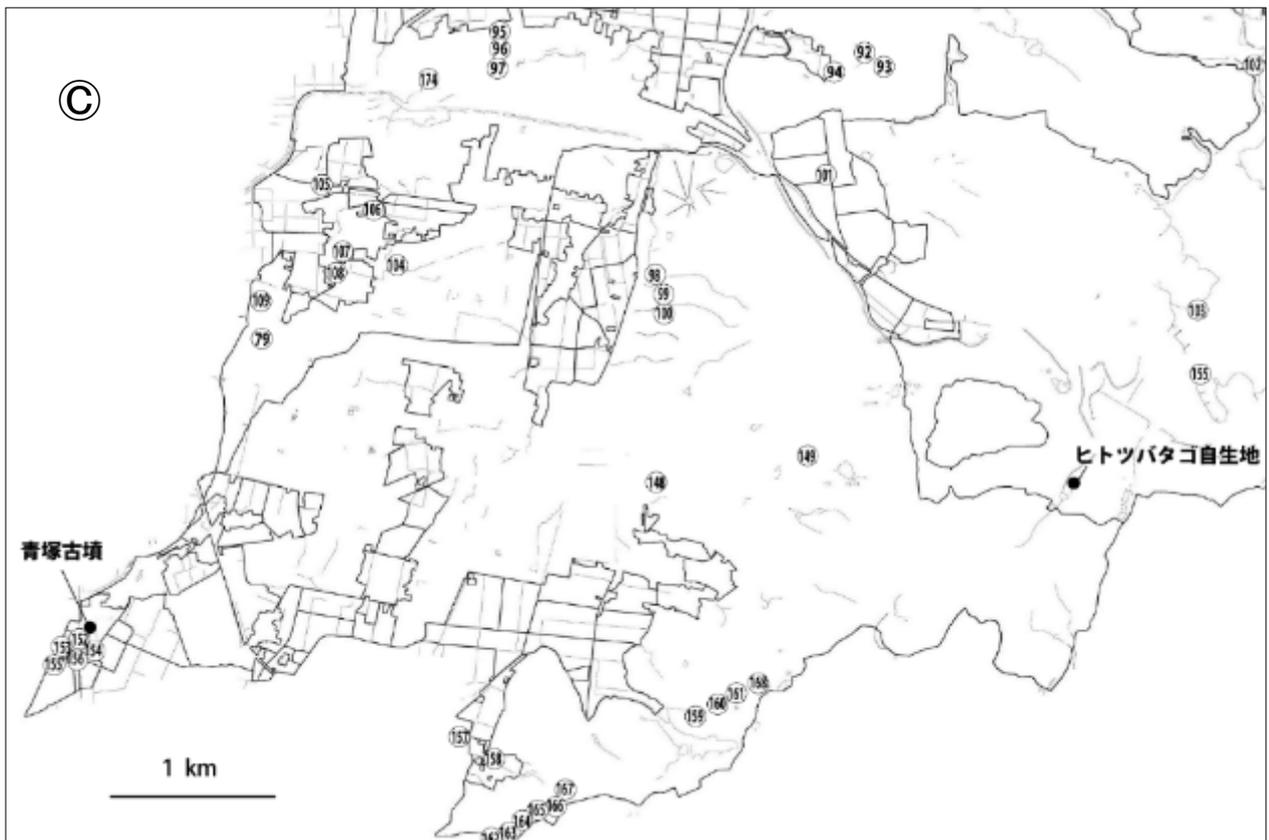
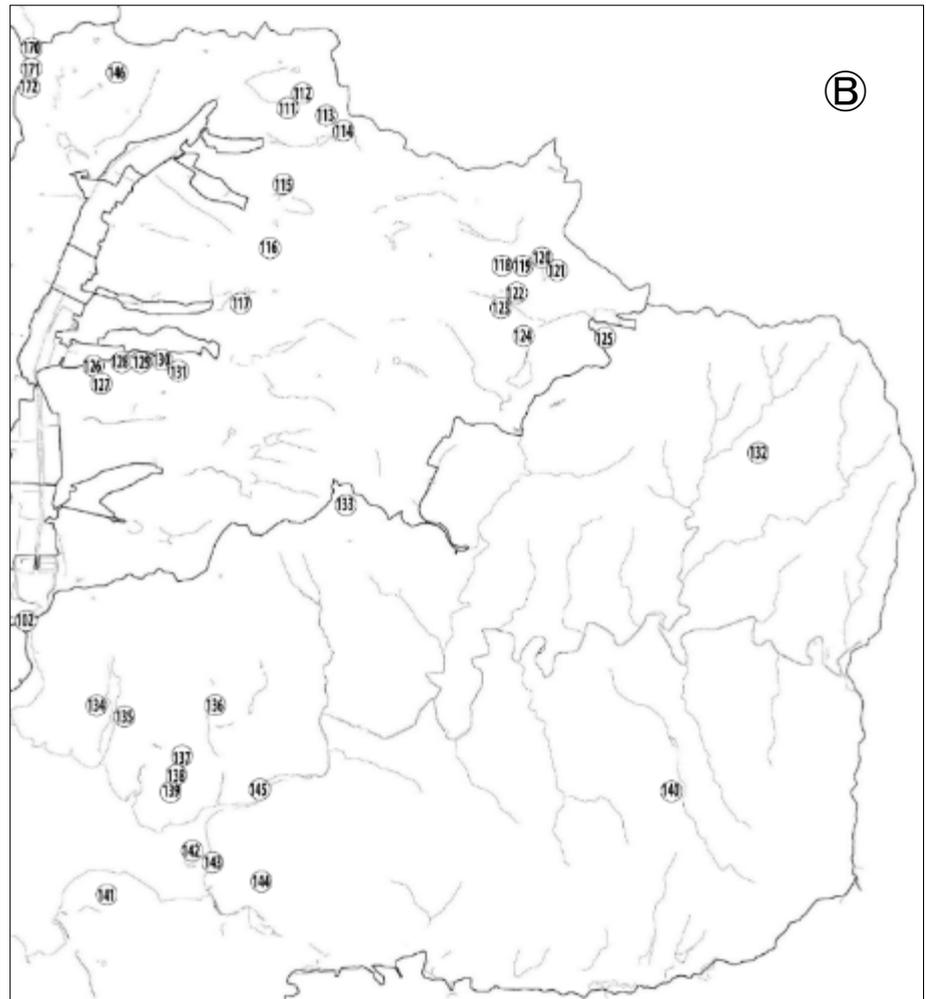
遺跡番号	種別	遺跡名	所在地	地目	時代	遺跡の概況等	備考
1	散布地	尾崎遺跡	栗栖字尾崎	畑	縄文	縄文土器	
2	散布地	瀬ノ上遺跡	栗栖字瀬ノ上276	畑	中世	中世陶器	昭和54年市教委調査
3	古墳	大洞古墳	善師野字大洞	山林	古墳	円墳	
4	古墳	大平山1号墳	栗栖字大平4-46	山林	古墳	円墳	
5	古墳	大平山2号墳	栗栖字大平4-47	山林	古墳	円墳	
6	古墳	善師野1号墳	善師野字伏屋	山林	古墳	円墳、家形石棺	
7	古墳	善師野2号墳	善師野字伏屋	山林	古墳	円墳、家形石棺	
8	古墳	内田1号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
9	古墳	内田2号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
10	古墳	内田3号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
11	古墳	内田4号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳、須恵器	
12	古墳	内田5号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
13	古墳	内田6号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
14	古墳	成田山古墳	犬山字瑞泉寺	山林	古墳	円墳	滅
15	古窯	丸山1号窯	犬山字白山平102-2	山林	江戸～明治	陶磁器	昭和55年市教委調査、滅
16	古窯	丸山2号窯	犬山字白山平102-2	山林	江戸～明治	陶磁器	昭和55年市教委調査、滅
17	古窯	丸山3号窯	犬山字白山平102-2	山林	江戸～明治	陶磁器	滅
18	古窯	丸山4号窯	犬山字白山平103	山林	江戸～明治	陶磁器	滅
19	古窯	丸山5号窯	犬山字白山平103	山林	江戸～明治	陶磁器	滅
20	古窯	官林1号窯	犬山字官林	山林	平安	瓦	
21	古窯	官林2号窯	犬山字官林	山林	平安	瓦	
22	古墳	小野洞1号墳	富岡字小野洞	山林	古墳	円墳、須恵器	平成元年市教委調査、滅
23	古墳	永洞古墳	富岡字永洞	山林	古墳	円墳、家形石棺	
24	古墳	右近塚古墳	犬山字南別祖77-4	宅地	古墳	円墳	
25	古墳	左近塚古墳	犬山字南別祖77-4	宅地	古墳	円墳	
26	古墳	甲塚古墳	丸山天白町	宅地	古墳	前方後円墳	滅
27	古墳	山寺1号墳	犬山字山寺8	宅地	古墳	円墳	滅
28	古墳	山寺2号墳	犬山字山寺8	宅地	古墳	円墳	滅
29	製鉄遺跡	丸ノ内鍛冶遺跡	犬山字北古券8	宅地	平安～鎌倉	鉄くず、砥石	昭和59年市教委調査
30	散布地	丸ノ内遺跡	犬山字北古券8-1	宅地	弥生～江戸	弥生土器、石器、須恵器	昭和59年市教委調査
31	散布地	材木町遺跡	犬山字西古券	畑	旧石器		
32	古墳	県神社古墳	犬山字西古券354	神社境内地	古墳	円墳、須恵器、刀、玉類	
33	散布地	井堀遺跡	犬山字井堀町	工場敷地	弥生	弥生土器、石器	滅
34	古墳	坂下1号墳	犬山字西庵ノ尻52	畑	古墳	円墳、須恵器	昭和52年市教委調査
35	散布地	坂下遺跡	犬山字西庵ノ尻	畑	弥生	弥生土器、石器	昭和58年市教委調査
36	集落跡	上野遺跡	上野字八幡東	畑	弥生	弥生土器、石器	昭和33年市教委調査
37	古墳	岩上古墳	犬山市西岩神19-4	宅地	古墳	円墳、古銭	昭和52年市教委調査、滅
38	古墳	上野流遺跡	上野字流	畑	弥生	弥生土器、石器、土師器	昭和52年市教委調査、滅
39	古墳	流古墓	上野字流	畑	中世	中世陶器	昭和52年市教委調査、滅
40	古墳	上野1号墳	上野字大門665	畑	古墳	円墳、家形石棺、須恵器	昭和33年市教委調査、滅
41	古墳	上野2号墳	上野字八幡東625	畑	古墳	円墳、須恵器、刀子	昭和41年市教委調査、滅
42	古墳	上野3号墳	上野字八幡東630	畑	古墳	円墳、須恵器、鉄刀、玉類	昭和41年市教委調査、滅
43	古墳	上野4号墳	上野字八幡東645	宅地	古墳	円墳、須恵器	昭和44年市教委調査、滅
44	古墳	上野5号墳	上野字八幡東616	雑種地	古墳	円墳、須恵器、土師器	昭和47年市教委調査、滅
45	古墳	上野6号墳	上野字八幡東638	畑	古墳	円墳、須恵器	昭和52年市教委調査、滅
46	古墳	上野7号墳	上野字機織785	雑種地	古墳	円墳	滅
47	古墳	上野8号墳	上野字流850	畑	古墳	円墳、須恵器、直刀	昭和55年市教委調査、滅
48	古墳	上野9号墳	上野字流823	畑	古墳	円墳、須恵器、金環	昭和55年市教委調査、滅
49	古墳	上野10号墳	上野字機織779	畑	古墳	円墳	滅
50	古墳	上野11号墳	上野字機織785	雑種地	古墳	円墳	滅
51	散布地	国正遺跡	橋爪字国正56、57	畑	古墳～室町	須恵器、土師器、中世陶器	
52	散布地	四郎丸遺跡	橋爪字四郎丸80～85	畑、宅地	弥生～古墳		
53	散布地	四郎丸東遺跡	橋爪字四郎丸	田	弥生		滅
54	古墳	長見1号墳	塔野地字杉ノ山38-7	草地	古墳	円墳	
55	散布地	田口洞遺跡	塔野地字田口洞39-1	畑	旧石器		
56	古墳	田口洞1号墳	塔野地字田口洞	山林	古墳	円墳	
57	古墳	田口洞2号墳	塔野地字田口洞39-1	山林	中世～古墳		
58	古墳	熊野神社1号墳	塔野地字東屋敷75	神社境内地	古墳	円墳、須恵器、玉類	昭和45年市教委調査、滅
59	古墳	熊野神社2号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳	昭和45年市教委調査、滅
60	古墳	熊野神社3号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳、直刀	昭和45年市教委調査、滅
61	古墳	熊野神社4号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳	昭和45年市教委調査、滅
62	古墳	熊野神社5号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳	昭和45年市教委調査、滅
63	古墳	熊野神社6号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳	
64	古窯	田口洞1号窯	塔野地字田口洞	山林	中世		
65	古窯	田口洞2号窯	塔野地字田口洞	山林	中世		
66	古窯	二ノ洞古窯	塔野地字田口洞	山林	中世	山茶碗	
67	古窯	片平地1号窯	塔野地字田口洞	山林	平安	灰釉陶器	
68	古窯	片平地2号窯	塔野地字田口洞	山林	平安	灰釉陶器	
69	古墳	大畔1号墳	塔野地字大畔	山林	古墳	円墳、須恵器、直刀	昭和51年市教委調査、滅
70	古墳	大畔2号墳	塔野地字田口洞	山林	古墳	円墳	
71	散布地	大畔遺跡	塔野地字田口洞	山林	古墳	須恵器、土師器、中世陶器	
72	古窯	橋爪池1号窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	
73	古窯	橋爪池2号窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	
74	古窯	橋爪池3号窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	
75	古窯	橋爪池4号窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	

遺跡番号	種別	遺跡名	所在地	地目	時代	遺跡の概況等	備考
76	古窯	中峠1号窯	塔野地字大群	山林	平安	灰釉陶器	
77	古窯	明治池古窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	
78	古窯	白山洞池1号窯	今井字白山洞	山林	中世	中世陶器	
79	散布地	橋遺跡	羽黒字橋北屋敷3-89	宅地	弥生	弥生土器	滅
80	古墳	神明社1号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳、須恵器、刀、玉類	滅
81	古墳	神明社2号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	
82	古墳	神明社3号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	滅
83	古墳	神明社4号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	滅
84	古墳	神明社5号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	滅
85	古墳	神明社6号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	滅
86	散布地	神明社遺跡	五郎丸字新田組65	神社境内地	弥生~古墳		
87	散布地	北巾遺跡	羽黒字北巾45~77	畑	弥生~古墳		
88	古墳	白山神社古墳	羽黒字南郷67	神社境内地	古墳	円墳	滅
89	古窯	赤坂1号窯	羽黒字堂ヶ洞23-1	山林	平安		昭和44年市教委調査、滅
90	古窯	赤坂2号窯	羽黒字堂ヶ洞23-1	山林	平安		昭和44年市教委調査、滅
91	古窯	赤坂3号窯	羽黒字堂ヶ洞23-1	山林	平安		昭和44年市教委調査、滅
92	古窯	赤坂4号窯	羽黒字堂ヶ洞22	山林	平安		昭和44年市教委調査、滅
93	古窯	赤坂5号窯	羽黒字堂ヶ洞19	山林	平安		
94	古窯	富士2号窯	羽黒字堂ヶ洞14	山林	平安		滅
95	古墳	磨墨塚	羽黒字磨墨4	草生地	中世		
96	古墳	羽黒城跡	羽黒字城屋敷4-1	山林	中世		
97	古墳	羽黒城古墳	羽黒字城屋敷28~34	山林	古墳	前方後円墳	
98	古墳	高根洞1号墳	高根洞34-3	畑	古墳	円墳、直刀、須恵器、玉類	
99	古墳	高根洞2号墳	高根洞34-23	畑	古墳	円墳、直刀、須恵器、玉類	滅
100	古墳	高根洞3号墳	高根洞26-52	畑	古墳	円墳、直刀、須恵器、玉類	滅
101	古窯	富士1号古窯	羽黒字金山3-1	宅地	平安	瓦	滅
102	散布地	横山遺跡	今井字横山	宅地	旧石器	刃器	滅
103	古墳	明治村古墳	内山	山林	古墳	円墳	
104	古墳	高橋1号墳(羽黒古墳)	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳、家形石棺	
105	古墳	高橋2号墳	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳	滅
106	古墳	高橋3号墳	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳	滅
107	古墳	高橋4号墳	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳	滅
108	古墳	高橋5号墳	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳	滅
109	散布地	北屋敷遺跡	羽黒字橋北屋敷3	畑	旧石器	石刃	
110	古墳	上野古墳	上野字流200	畑	古墳	円墳、須恵器、直刀	昭和55年市教委調査、滅
111	古窯	割洞池1号窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
112	古窯	割洞池2号窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
113	古窯	割洞池3号窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
114	古窯	割洞池4号窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
115	古窯	平内洞古窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
116	古窯	祢宜洞1号窯	今井字祢宜洞	山林	平安	灰釉陶器	
117	古窯	祢宜洞2号窯	今井字祢宜洞	山林	平安	灰釉陶器	
118	古窯	一ツ橋西1号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
119	古窯	一ツ橋西2号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
120	古窯	一ツ橋西3号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
121	古窯	一ツ橋西4号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
122	古窯	一ツ橋西5号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
123	古窯	一ツ橋西6号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
124	古窯	亀割古窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
125	古窯	一ツ橋古窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
126	古墳	石作神社1号窯	今井字宮ノ洞	神社境内地	古墳	円墳	
127	散布地	石作神社遺跡	今井字宮ノ洞	神社境内地	旧石器		
128	古窯	宮ヶ洞1号窯	今井字宮ヶ洞	山林	江戸		
129	古窯	宮ヶ洞2号窯	今井字宮ヶ洞	山林	江戸		
130	古窯	宮ヶ洞3号窯	今井字宮ヶ洞	山林	江戸		
131	古窯	宮ヶ洞4号窯	今井字宮ヶ洞	山林	江戸		
132	寺院跡	黒平山遺跡	八曾	山林	江戸		
133	古窯	安大寺古窯	八曾	山林	中世	中世陶器	
134	散布地	入鹿池A遺跡	洞奥	畑	弥生		
135	散布地	入鹿池B遺跡	西山	畑	旧石器		
136	古墳	十三塚3号墳	十三塚	山林	古墳	円墳	
137	古墳	十三塚1号墳	西山	山林	古墳	円墳	
138	古墳	十三塚2号墳	西山	山林	古墳	円墳	
139	古墳	十三塚4号墳	西山	山林	古墳	円墳	
140	古窯	石洞古窯	八曾	山林	古墳	中世陶器	
141	古墳	篠平古墳	篠平54	宅地	古墳	円墳	滅
142	寺院跡	篠平寺院跡	篠平(池底)	湖底	江戸		滅
143	散布地	喜六屋敷遺跡	喜六屋敷	道路	室町		
144	古墳	奥入鹿古墳	郷中59	草生地	古墳	円墳	
145	古墳	北高根古墳	北古墳	山林	古墳	円墳	滅
146	古窯	喜八洞古窯	今井字喜八洞	山林	平安	灰釉陶器	滅
147	寺院跡	角池遺跡	角池30-4	工場跡地	平安	布目瓦、丸柱、灰釉陶器	昭和47年調査、滅
148	散布地	小路遺跡	小路4-1	田	古墳~室町	須恵器、灰釉陶器、中世陶器、土製品	
149	寺院跡	神宮寺跡	宮山5	山林	奈良~平安		
150	古墳	刀塚古墳	入鹿池堤防	道路	古墳	円墳	滅

遺跡番号	種別	遺跡名	所在地	地目	時代	遺跡の概況等	備考
151	古墳	鳥坂古墳	倉曾洞	山林	古墳	円墳	
152	古墳	耳塚古墳	青塚25-1	宅地	古墳	円墳	
153	古墳	鳥坂古墳	青塚20-4	山林	古墳	円墳	
154	古墳	花塚1号墳	青塚90	山林	古墳	円墳	
155	古墳	花塚2号墳	青塚93	山林	古墳	円墳	
156	古墳	花塚3号墳	青塚107	山林	古墳	円墳	
157	散布地	内久保遺跡	樋池22	畑	江戸	陶器、磁器、鏡	滅
158	古墳	刀塚古墳	内久保	田	古墳	円墳、刀子、土師器	滅
159	古墳	蓮池1号墳	蓮池61-8	宅地	古墳	円墳、須恵器	滅
160	古墳	蓮池2号墳	蓮池61-17	宅地	古墳	円墳、冢形蔵骨器、須恵器、土師器	昭和26年南山大調査、滅
161	古墳	蓮池3号墳	蓮池61-17	宅地	古墳	円墳	昭和26年南山大調査、滅
162	古墳	西山1号墳	西山	宅地	古墳	円墳	昭和26年南山大調査、滅
163	古墳	西山2号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
164	古墳	西山3号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
165	古墳	西山4号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
166	古墳	西山5号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
167	古墳	西山6号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
168	古墳	蓮池古墳	蓮池	宅地	古墳	円墳	滅
169	古墳	坂下2号墳	犬山字西庵尻	畑	古墳	横穴式石室	昭和62年調査、文化史料館へ移築
170	集石遺構	奥雑木洞1号集石遺構	善師野字奥雑木洞		中世		
171	集石遺構	奥雑木洞2号集石遺構	善師野字奥雑木洞		中世		
172	集石遺構	奥雑木洞3号集石遺構	善師野字奥雑木洞		中世		
173	城館跡	三光寺遺跡	犬山字北古券	宅地	近世		平成5年試掘調査
174	製鉄遺跡	金屋遺跡	羽黒字北金屋	畑	平安～室町		平成5年試掘調査







町並みと建造物の維持向上に関する法律制度と歴史まちづくり法の趣旨

区分	文化財保護法 県市の文化財保護条例	都市計画法 都市公園法、景観法	歴史まちづくり法
広域的な景観	名勝（広域指定） 文化的景観	風致地区 景観地区	歴史的風致 重点区域
すぐれた町並み	重要伝統建造物群保存地区（都市計画決定）		（歴まち法の対象外）
		景観地区（都市計画決定）屋外広告物法の運用	歴まち法との連携が望まれる
国指定の建造物	重要文化財		（歴まち法の対象外）
国登録の建造物	登録有形建造物	景観重要建造物	歴史的風致形成建造物
県市指定の建造物	有形文化財		
文化財には未指定の建造物	（文化財法の対象外）		

・本表の建造物には庭園、石垣、外構、堀割、架橋なども含むことが可能。

・補足説明

①文化財に指定・登録された建造物

伝建地区内の伝統的建造物に対する歴まち法の適用はできない。

国の登録有形建造物 歴まち法との二重指定可能。但し、必ず二重指定する必要性は無い。

県・市文化財の建造物 歴まち法との二重指定可能。但し、必ず二重指定する必要性は無い。

建造物の敷地 名勝指定の場合は保全される。

②住宅・商家・社寺に付属する庭園、外構など

国県市の文化財として、単体で名勝指定

歴史的風致形成建造物として指定（建物本体は指定しないやり方も可能）

③景観法・歴まち法の指定建造物（文化財には未指定、無指定の建造物に対して支援するのが歴まち法の立法目的である）

※本表及び次ページの解説は越澤明氏（北海道大学名誉教授、犬山市歴史まちづくり協議会会長）が原案を作成し、法制度の解釈について国土交通省の精査を経た資料の提供を受けたものである。

- ①歴史的風致形成建造物は、歴まち法による単独指定であり、1期10年の指定期間が有効期間となる。修復などが実施され、維持向上が実現したときは、次の1期10年では指定から除外することもある。歴まち法の法定協議会および三省庁の計画認定により歴史的風致形成建造物を市長名で決定する。つまり、指定手続きは市都市計画審議会、市文化財審議会等の議決は不要である。
- ②また、景観法の景観重要建造物との二重指定は可能であり、その場合には、景観法と歴まちづくり法を一体的に実務運用して、国庫補助により建物の維持向上を図る。
- ③また、県市の有形文化財、国登録有形建造物との二重指定は法律的には可能であり、排除していないが、指定・登録文化財との二重指定を積極的には進めるという必要性は全く無い。
- ④なお、県市指定文化財された社寺の修復に歴まち法を活用することは可能であり、排除していないが、本来の歴まちづくり法の立法趣旨が、文化財には指定されていない一般の古民家・商家への支援措置であることを十分に認識すべきである。
- ⑤歴まち法制定以前に、市が購入したり、寄付を受けた市有建造物の維持管理への国の支援措置は歴まち法の主たる目的ではないこと、また、県市指定済み社寺有形財造物の修復を主たる目的として立法されたものではないことを十分に認識して、立法趣旨から逸脱しないように、歴史的風致形成建造物の指定と国庫補助による修復についての運用は、十分に留意する必要がある。
- ⑥また、歴史的風致形成建造物の修復について、国庫補助が可能であるとしても、古民家を全面解体し、敷地全体を発掘調査してから古民家を復元するなど、1棟に過剰な経費をつぎ込む修復復元のやり方は地域全体の歴史的風致の維持向上を図るという本来の立法の趣旨からは逸脱しており、発掘調査までを必要とする修復・復元には慎重になるべきである。